

子どもへの性暴力防止対策について

－提言－

令和3年6月

子どもへの性暴力防止対策検討会

目 次

第1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	検討会の基本的な方針―それぞれの声を聴く・・・・・・・・	2
第3	性暴力の発生状況とその要因	
1	性暴力の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1)	全国の学校における性暴力に関する発生状況・分析	
(2)	千葉市の学校における性暴力に関する発生状況・分析	
2	発生要因・課題の分析・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1)	学校が性暴力を行うに容易な環境にあること（性暴力が、授業時間中に、 学校内で、一対一の場面で行われていること）	
(2)	性暴力に関する理解の不足や心理的機制・否認（感情）	
(3)	被害児童生徒が被害を申告できない状況におかれていること	
(4)	性暴力被害を受けた子どもに関する理解が不足していたこと、子どもにと って被害申告・相談する体制が不十分であったこと	
(5)	安全配慮義務の理解・認識・履行が不足していること	
(6)	二次被害防止に係る対策が不十分であったこと	
(7)	児童生徒及び保護者のケアが不十分であること	
(8)	被害児童生徒と加害教職員を分離する仕組みが必要であること	
第4	提言	
1	発生を防止するために・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1)	性暴力を生まない環境の整備	
ア	物理的死角をゼロにすること	
イ	「担任依存」からの脱却	
ウ	「一対一」の禁止	
エ	心理的死角をなくすこと	
(2)	子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履行	
ア	子どもの「守られる権利」の保障の制度化	
イ	加害教職員個人の問題ではなく学校全体の問題であるとの認識をもつこと	
ウ	教師の権力性を前提とした制度の構築	
エ	教職員養成の段階、教職員の採用段階、養成の段階における取組み	
オ	教職員相互のチェック、報告義務化、相談体制の充実	

(3) 児童生徒への性の人権教育	
ア 性の人権教育の重要性	
イ 性の人権教育のさらなる推進	
2 早期発見するために・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1) 教職員が性暴力に関する理解を深めること	
ア 性暴力を受けた子どもに表れるサインを見逃さない	
イ 性暴力を行う者（加害者）に関する知識を身に着ける	
(2) 児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図ること	
ア 性暴力を受けた子どもにとっての被害を申告することの壁をなくす	
イ 「子どもにこにこサポート」の課題	
ウ アンケートの実施と見直し	
(3) 二次被害の防止策を講じること	
3 発見後適切に対応するために・・・・・・・・	20
(1) 初期対応	
ア 役割分担・行動規範を予め定めておくこと	
イ 被害児童生徒及び他の児童生徒の安全確保	
ウ 「疑いが生じた」時点で対応すること	
エ 児童生徒への聴き取りは簡潔に聴き取り、直ちに性暴力の発生を市教委に報告すること	
オ 市教委における対応	
カ 児童生徒や保護者との情報の共有	
(2) 中期・長期対応	
ア 児童生徒及び保護者のケア	
イ 初動対応スキル涵養のための職員研修の実施と人員の充実	
ウ 制度化に向けた関係機関との協議	
第5 学校関係者として本提言を如何に捉えるか・・・・・・・・	24
第6 結語・・・・・・・・	25
添付資料	
別紙1 子どもへの性暴力防止対策検討会開催概要・・・・・・・・	29
別紙2 市教委におけるこれまでの子どもを性暴力から守るための取組・・・・・・・・	30
別紙3 児童生徒を性暴力から守るための行動指針・・・・・・・・	35
別紙4 教職員の児童生徒への性暴力発生時の初期対応フロー案（教職員用）	40
別紙5 子どもを性暴力から守る仕組み概念図・・・・・・・・	42

第1 はじめに

教師による子どもへの性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじるものであり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、当然のことながらその根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。千葉市では、千葉市内の小学校教職員による児童生徒への性暴力事件の発生を受け、「子どもへの性暴力防止対策検討会」（以下「本検討会」という。）を設置した。本検討会では、大学教授、弁護士、精神科医、臨床心理士及び学校長代表を構成員とし、令和2年（2020年）1月から全9回にわたり、性暴力を生じさせる要因の分析や、根絶に向けた有効な取組み等について議論を重ねてきた。これまでの開催概要は別紙1のとおりである。

この提言が、本市の教育の信頼回復への道筋となり、その充実と発展に貢献することを心より願う。

なお、これまで、文部科学省においては、教師による子どもへの性暴力は、「わいせつ行為」として表現され、「わいせつ行為」とは、「強制性交等、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう」と定義されてきた。

本報告書では、防止すべき対象行為を、「わいせつ行為」に代わり「性暴力」とし、これを「性的搾取、虐待その他のあらゆる形態の児童生徒の性的自由を害する行為」（強制性交等罪や強制わいせつに代表されるわいせつ行為、陰部等の露出、裸体・下着姿等の撮影及び不適切な身体接触等に限らず、また、刑罰法規へ抵触するか否か及び同意の有無を問わないもの）と定義することで、防止すべき侵害行為を広く捉えるとともに、それが教師という権力者から児童生徒に対して行われる、一方的な権力関係に基づく行為であることを強調することとした。そのため、たとえ同意があるように見えても、それは対等な関係における真摯な同意にはなりえず、教師と児童生徒という関係においては、およそ同意が成立しないことを前提としている。

子どもへの性暴力防止対策検討会委員

学識経験者	後藤 弘子（千葉大学大学院社会科学研究院教授）
精神科医	佐藤 眞理（前千葉県こども病院医療局精神科部長）
カウンセラー	井合 鈴子
弁護士	村山 直（千葉県弁護士会子どもの権利委員会副委員長 松本・山下綜合法律事務所）
千葉市小中学 校長会	中嶋 のり子（小学校長会長・前千葉市立新宿小学校長）
	増澤 保明（中学校長会長・前千葉市立加曽利中学校長）

第2 検討会の基本的な方針—それぞれの声を聴く

- 1 本検討会は、千葉市立の小学校教職員がその担当する女子児童に対して、授業中に呼び出して性犯罪を行った事件を契機として千葉市教育委員会（以下「市教委」とする。）が立ち上げたものである。これまで、学校でいじめという暴力事案が発生し、それが児童生徒の自死につながった場合等では、何が起きたかを明らかにし、それが繰り返されないために、検証のための第三者委員会が市長部局等によって設置され、そこでの検証が行われてきた。

本検討会は、市教委が令和元年度（2019年度）に新たに立ち上げたコンプライアンス委員会の下部組織の専門部会として設置されたもので、校長会からのメンバーも参加し、すべての会議に市教委が立ち会うという形で実施された。その意味で、本検討会は第三者による独立の検証委員会ではない。

本検討会は、きっかけとなった小学校教職員の刑事事件の判決（千葉地方裁判所・令和元年（2019年）12月23日判決）後に設置されてものである。そのような経緯のため、加害教職員の行為は、すでに司法判断として認定されていた。そのため、性暴力があったことを前提として、市教委は、本事件の発覚後刑事事件として係属中から、検討を待たずして行える必要な対応を実施してきた。本検討会の立ち上げも、その一環であり、本検討会は、市教委からの要請を受け、今回の事件経過を第三者の視点から改めて分析することで、どのように教訓化すべきかを検討し、今後の施策の提案を行う役割が期待された。

本検討会が初めて会合を持ったのは、令和2年（2020年）1月で、その時点では、刑事確定記録も開示されていなかったこともあり、当初はその時点で実施・実施予定の市教委の施策について、児童生徒の安全の観点からより適切に実施されるようアドバイスを行う役割を果たした。具体的な関係者への聞き取り、刑事確定記録の精査や現地調査は令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）にかけて実施し、今後教訓化すべき点を検討していった。

- 2 本検討会が、独立の第三者委員会という形をとらなかったことのメリットは、次の3点、つまり「児童生徒の声」、「現場の声」、そして、「それぞれの声」である。

一点目は、市教委が随時実施した施策について、その都度説明を受け、意見を述べる機会があったことである。第三者の意見が反映されることで、市教委の施策がより効果のあるものとなった。市教委は、今回の事件を受けて、本提言でも明らかになっているように、必要な施策を随時行っていた。例えば、「子どもにこにこサポート」という、市教委に直接児童生徒の声が届く仕組みの導入に当たっては、本検討会からの次のようなアドバイスにより、手紙の形をとって実施された。本検討会委員から、今時固定電話や公衆電話もない中で、低学年の児童が声を市教委に届けることは電話では不可能であるとの指摘がなされた。また、児童生徒に配布する回数やカラー刷りが望ましいこと等も指摘され、その通りに実施された結果、より多くの「児童生徒からの声」が市教委に寄せられ、その「声」を聴いた市教委が1件1件適切に対応することで、児童生徒の安全・安心が保障されることとなった。このように、市教委が実施した取組みに対して、本検討会がアドバイスを行う機会が保証されたことで、施策の実効性・有効性を高めることに役立った。

二点目は、校長会からの委員も含めて、教育長を含む市教委のメンバーが出席したことで、「現場の声」を聴きながら必要な施策を検討できたことである。本

検討会では、学校における実効的な児童・生徒の安全・安心の保障のため、学校現場の実情を踏まえた対策を検討する必要があると考えていた。

三点目は、本検討会への参加を通じて、市教委や現場の校長たちが今のままの発想や制度が、「子どもの権利を守る」ためや「安全・安心」を保障するためには十分ではないことを理解することができたということである。学校においては、親を含めて当事者しか存在していない。そのため、教職員が持つ権力性や独特な文化の存在等に気づくことには困難が付きまとう。学校が子どもの権利を保障する必要性や学校の安全配慮義務については、きわめて抽象的にしか理解されておらず、何を行うことがそれらを保障することになるのかについて、利害関係のない第三者が指摘することで、当事者が新たな視点を獲得することができたのではないと感じている。本検討会の回数を重ねるにつれて、参加している市教委のメンバーを含めた教職員の意識が確実に変化していることを感じることもできた。そのような空間で作り出された今回の提言は、「馴れ合い」や「忖度」の結果ではなく、市教委と本検討会委員が「それぞれの声」を聴きながら、議論を重ねることで、両者の協働作業によって生まれたものがある。

「児童生徒の声」、「現場の声」、「それぞれの声」を聴き、共鳴しあうことで、今後の学校現場の新しいあり方を提示することを目指した。

3 本検討会では、次の4点を基本的な考え方として検証を行い、提言をまとめた。

(1) 第一点は、教職員による性暴力は、法的な性交同意年齢にかかわらず、学校現場では同意がある行為として評価されてはならないということである。

今回の件も含めて、学校現場で教職員によって児童生徒に対して行われる性的行為は、教職員という権力者による権力を濫用した決して許されない行為である。その権力性ゆえに、同意が問題となる余地はない。そもそも、性暴力は相手を支配・コントロールすることを目的とした権力による人権侵害である。相手を支配したいという気持ちが性暴力の根底に存在する。学校においては、教職員がそもそもある権力を利用して、いとも簡単に子どもを意のままに操る点で、その問題性は大きい。

刑法では、残念ながら、教職員による性犯罪について、親による監護者性交等罪のように、18歳未満であれば、同意の有無を問わないという規定とはなっていない。現在、法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」において、教職員のような圧倒的な権力を持つ存在に関して、地位・関係性を利用した同意を問わない新しい犯罪構成要件の創設が検討されている。今後、刑法において、教職員の権力性が十分に理解されず、教職員という地位利用による性交等罪が創設されなくても、また、現在13歳という異常に低い性交同意年齢が引き下げられない場合であっても、学校における教職員の権力性を濫用する性暴力は、同意があることを理由に正当化されてはならない。

今回、教職員の性暴力に対する行動規範を新たに策定することを提言したが、当該行為が犯罪として評価され、刑事裁判になるかどうかにかかわらず、性暴力が教職員によって行われた場合には、それは非違行為として、懲戒事由に当たると評価されなければならない。この点については、令和3年(2021年)4月12日に公表された「与党わいせつ教職員根絶立法検討ワーキングチーム」の中間報告での考え方と同じものであり、その意味で、今後の法整備によって、刑法改正にも影響を与え、教職員の権力性がさらに認識されることを望む。

(2) 第二点は、学校における性暴力の発見やその後の対応において、児童生徒に負荷をかけないようにしなければならないということである。

教職員による性暴力の予防・発見に対しては、学校・教職員が予防・発見のための環境の整備や研修等を充実させることを、まず行わなければならない。学校・教職員は、児童生徒の安全・安心に適切に配慮する義務を法的に負っている。その義務を果たすための十分な対応を行ったうえで、それを補完するものとして、児童生徒の協力を仰ぐことが必要である。提言でも述べているように、まずは、空き教室等の施設や教職員が一人で児童生徒に対応することがないような人員配置や面接場所の工夫が行われなければならない。

その上で、児童生徒が被害にあうことを防止するための性教育や性的同意の重要性についての教育やアンケート等による児童生徒からの情報提供を実施しなければならない。

また、性暴力被害が児童生徒の開示等により明らかになった場合には、学校では直接聞き取る情報を最小限（「誰が」「何を」に留める）とし、児童相談所等の子どもへの被害確認を日常的に実施している機関にその聞き取りを依頼できる体制を作ることで、その後の刑事・民事上の各手続において、信用性の高い証拠を確保することができる。

- (3) 第三点は、児童生徒からの性暴力被害の開示等があった場合には、速やかに性暴力被害者としての被害者支援を始めなければいけないということである。

児童生徒からの性暴力被害が明らかになり、加害者が特定された場合には、たとえ加害者が事実を否定しても、学校は、被害者と加害者をまず分離することで、被害児童生徒の安全を図る必要がある。また、一人の性暴力被害児童生徒が判明した場合には、明らかになっていない性暴力被害児童生徒がいることを前提に、ほかの児童生徒の被害の開示を促すようにカウンセリング等の適切な個別対応を行う必要がある。

安全な場所でなければならないはずの学校で性暴力被害にあうことは、当該児童生徒の保護者のみならず、すべての保護者にとっても衝撃的なことである。そのために、保護者に対する適切な対応も性暴力被害児童生徒の支援と並んで重要である。

- (4) 第四点は、予防についても、発見・対応についても、学校が抱え込まないということである。学校は教職員による性暴力事案が発生した場合には、被害者等の支援を行い、加害者への対応は教育委員会が、また、被害者の被害確認面接は児童相談所等のノウハウのある機関が行う等、役割分担を行うことが必要となる。

学校は、性暴力被害者支援のプロでもなく、性暴力加害者への対応のプロでもない。それぞれについて、第一次的な対応を行うのに十分な研修は必要となるが、予防も含めて、対応を外部化することが、学校の児童生徒の安全・安心を配慮するためには重要である。

第3 性暴力の発生状況とその要因

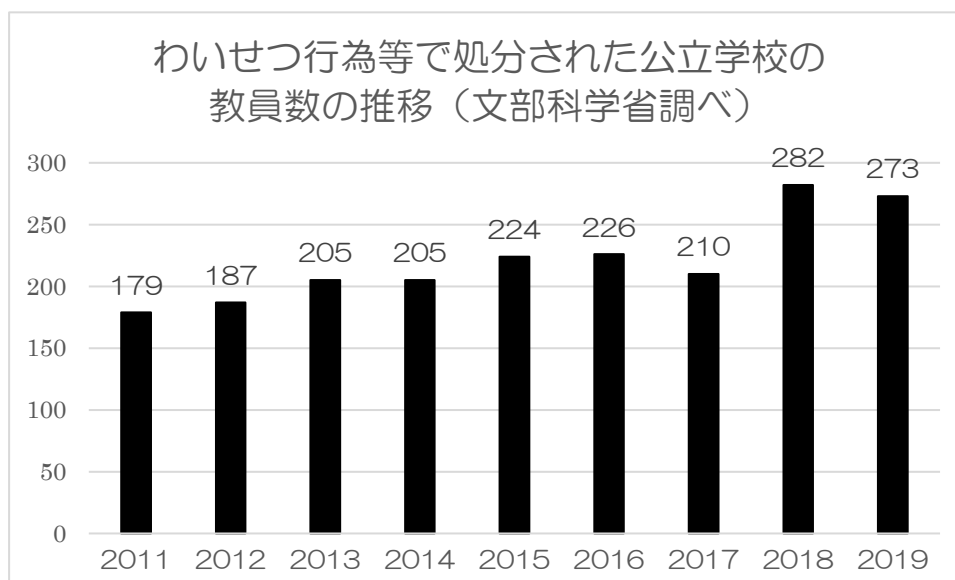
1 性暴力の発生状況

(1) 全国の学校における性暴力に関する発生状況・分析

ア 発生状況（令和元年度（2019 年度）公立学校教職員の人事行政状況調査より（文部科学省実施））

令和元年度（2019 年度）公立学校教職員の人事行政状況調査（令和 2 年（2020 年）12 月 22 日公表）によると、わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教職員は全国で 273 人（男性 266 人、女性 7 人、全教職員に占める割合は 0.03%）おり、前年度 282 人について過去 2 番目に多い。うち児童生徒に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた者は 126 人（免職 121 人）となっており、依然として顔見知り等を対象としたケースが多くなっている。

行為が行われた場所は、「教室」が 29 人、「保健室、生徒指導室等」が 28 人、「運動場、体育館、プール等」が 17 人、「職員室」が 6 人と、学校敷地内が全体の 3 割近くを占めている。行為をした相手は、「自校の児童」が 23 人、「自校の生徒」が 95 人で計 43%が勤務している学校の児童生徒となっている。



イ 分析

（ア）部活動等における閉鎖的な人間関係、呼称等に見られる恣意的な距離感、SNS等の時間・空間的条件を制約しないコミュニケーションツールの急速な発達がわいせつ事案を加速させている。

（イ）令和元年度（2019 年度）に性暴力により懲戒や訓告等の処分を受けた公立学校の教職員は 273 人に上り、調査を開始した昭和 52 年度（1977 年度）以降で過去 2 番目となった（前年度より 9 人減少）。

（ウ）平成 23 年度（2011 年度）からの推移をみると、自校の児童生徒に対する性暴力による懲戒処分件数は増加傾向にある。令和元年度（2019 年度）には、勤務先の学校の児童生徒をはじめ 18 歳未満に対する行為での処分は 170 人と 6 割を占める。

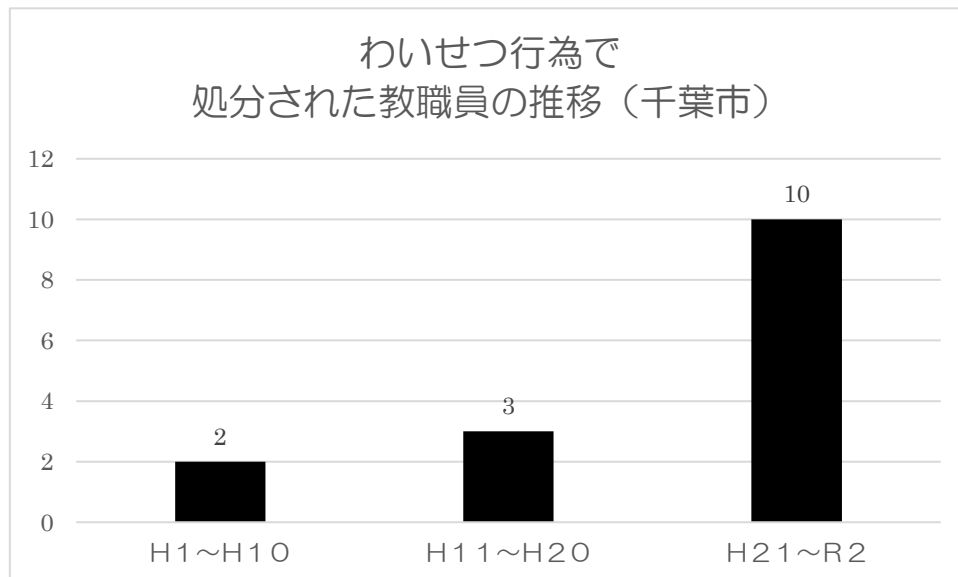
（エ）会員制交流サイト（SNS）で関係を深め、みだらな行為等に及ぶ事案が増えている。

- (オ) 事務連絡の手段として学校現場で広く使われている SNS が、子どもたちへのわいせつ行為に悪用されている実態が浮き彫りになった。
- (カ) 懲戒免職となった教員が処分歴を隠して再び教員として採用されたケースがあった。

(2) 千葉市の学校における性暴力に関する発生状況・分析

ア 発生状況

- (ア) 平成 21 年度（2009 年度）からわいせつ事案が増えている。
- (イ) 中学校での発生割合が高く、発生件数の 6 割以上を占めている。
- (ウ) 懲戒処分の対象となった事案の総数は、15 件（15 人）であり、被処分者は、すべて男性教職員である。
- (エ) わいせつ行為による懲戒処分の内訳は、免職 11 件、停職 0 件、減給 3 件、戒告 1 件である。
- (オ) 近年においては、20 歳代及び小学校に勤務する教職員（経験 10 年未満）の割合が増加している傾向にある。
- (カ) 自校児童生徒以外を相手方とする事案の主な内容は、盗撮が最も多く 3 件、未成年者との性交等が 1 件である。



イ 分析

- (ア) 児童生徒に対する教育的な指導の一環と思わせるような行為（スキンシップ等）の中で、自己の行為を正当化しながら徐々にエスカレートするという性暴力の例が見られた。
- (イ) 児童生徒から相談を受けたことがきっかけとなって、児童生徒の言動を自分に都合よく解釈し、電話やメールによってさらに個人的な関係をもち、性暴力にまで至ってしまった例が見られた。
- (ウ) 児童生徒は、性暴力に対する恐怖心から抵抗できなかったり、周囲に相談できなかったりするため、時間が経ってから発覚する例も見られた。
- (エ) 加害教職員は、普段の勤務態度に問題がないこともある一方で、児童生徒との距離に違和感がある等の予兆が同僚において確認されたもののその時点で指導や記録する等の対応が採られなかったという例もあった。

2 発生要因・課題の分析

過去実際に発生した事件を分析した結果、本検討会としては、次の各点が性暴力の発生要因及び今後の課題であると考えた。

(1) 学校が性暴力を行うに容易な環境にあること（性暴力が、授業時間中に、校内で、「一対一」の場面で行われていること）

ア 分析の結果、加害教職員が、指導等と称して、授業時間中に被害児童生徒を連れ出し又は他の児童生徒が教室移動をする際に被害児童生徒のみを残す等によって被害児童生徒と二人きりになる場面を作出し、少人数教室、倉庫等の通常は使われていない場所やトイレ等（以下「空き教室等」という。）において性暴力を行っていたことが確認された。詳述すると次のとおりである。

【場所的要素】

- ・すべての犯行が空き教室等で二人きりとなっている中で行われていた。
- ・犯行場所となった空き教室等の多くが、犯行当時、施錠されていなかった。施錠がされている場所であっても、その鍵の管理が厳格になされておらず、誰がいつ鍵を持ち出したのか十分に確認できる体制が採られていなかった。
- ・犯行場所となった空き教室等は、加害教職員の担任クラスの教室の隣又は同一フロアの所であることが多かったが、一方で、加害教職員の担任クラスの教室とは別の階に移動する等比較的長距離の移動をした上で犯行が行われているケースも確認された。
- ・児童生徒用トイレという施錠が想定されていない場所も犯行場所となった。
- ・空き教室等の中には、用具入れ等の外部から見えない形になっている密室性の高い場所と、空き教室のように比較的密室性の低い場所が存在した。ただ、どちらの場合も、空き教室等の出入り口は、児童生徒及び他の教職員の目に触れやすく、犯行当時も児童生徒及び他の教職員が入室する姿を目撃していた可能性が高い場所も犯行現場となっていた。
- ・空き教室等の中には、その教室だけではなく、その教室が所在するフロア自体授業時間中には人の出入りが極めて少ない場所も存在した。

【時的要素】

- ・性暴力に要した時間は必ずしも短時間とはいえず、15分程度のものから1時限の最初から最後まで等と長時間にわたるものも少なからず確認された。
- ・時間帯は多くが授業中であつたが、給食の時間中というものもあつた。

【人的要素】

- ・授業中に空き教室等の見回りを行う体制は採られていなかった。
- ・加害教職員の管理職や同僚は、児童生徒に対する性暴力被害が長期かつ継続して行われていたにもかかわらず、加害教職員と被害児童生徒とが二人きりになっていた事態や加害教職員が担任する他の児童生徒のもとに所在しないことを認識できていなかったことがあつた。
- ・一方で、空き教室等に加害教職員と被害児童生徒とが二人きりで入っていく様子を認識し得たものの、その状況に違和感を持たず、そのまま放置したと思われる状況も確認できた。

イ かかる点からは、次のことが発生要因として指摘できる。

(ア) 学校において「死角」が多数存在すること

学校には物理的死角と思い込みによる死角が存在する。

物理的死角については、当時は、性暴力の現場となり得る空き教室等の施設がされておらず、また、特定のフロアが丸ごと人の出入りがないことについて、問題とされてこなかった。

思い込みによる死角については、教職員が児童生徒と二人で歩いてどこかに移動していても、「指導の必要性」等の思い込みにより、「ありふれた風景」となっており、問題行動として認識されない状況がある。さらに、「授業中は授業をしている」との思い込みや、給食等の時間や放課後においては、必要がある行動しかとらないとの思い込みがあること、十分な見回りが行われていないことから、学校内に結果的に「死角」が生じている。そのため、教職員による性暴力を容易にしている。

(イ) 「担任依存」の体制であること

学校現場では、担任や教科担当者等の大人が1人で児童生徒と関わるという構造となっているため、他の教職員はその教室で起きていることをほぼ全く把握できていない。それ故、当該教職員が幾度も教室外で1人の児童生徒を連れ出して長時間教室を不在としていたにもかかわらず児童生徒はもちろん、誰も気づくことが出来なかった。

(ウ) 「一対一」の個別指導が当然視されていること

各性暴力は、すべて加害教職員と被害児童生徒が「一対一」の状況下で行われている。この「一対一」の状況となることについては、現在の教育行政のもとでは、普通のこと、やむを得ないこと等と当然視されていることから、それらが見過ごされてきた。しかし、その文化がこのような事態を生じさせている要因ともなっていることは否めない。

(2) 性暴力に関する理解の不足や心理的機制・否認（感情）

分析の結果、加害教職員が、他の教職員等から、「まじめ」、「指導力がある」、「良い先生（教職員）」等と評価を受けていたことが確認された。世間でも、性犯罪が発生すると、「まさかあの人が」等という、表面上の人物像から性暴力を行うことが想起されなかった旨の知人等のコメントが紹介されることがしばしばある。しかし、教職員としての能力を表面上発揮していることが、すなわち、性暴力を行うリスクが低い、ということにはならない。この点に関する理解が管理職をはじめとして教職員にも不足していたと考えられる。

また、当時学校において、教職員に対する自己分析アンケートやそれを前提とした面接が行われていたにもかかわらず、そこで加害教職員が自らの加害の事実を明らかにすることは通常考えられない。分析の結果でも、アンケートの記述や校長の面接の結果（校長等への聞き取り）からは、加害教職員の問題性は明らかにされなかった。この点については、自己分析アンケートは、誤っている選択と正しい選択が一見してわかる形式になっており、仮に誤った行動を取っていたとしても心理的には正しい選択肢をチェックすることができるため、管理職からのチェックや指導等が及ばず、効果が限定的だったと思われる。

加えて、加害教職員については、卒業生とSNSで連絡をとる等している疑いがあることを勤務先校長が把握し、それを注意したに留まり、加害教職員の問題性として対応するに至らなかったという事実が存在する。また、児童を膝

の上に乘せているのを目撃し不適切だと注意したとしても素直に注意に従っているように見えれば深追いしない。

これは、同僚・後輩・上司が、教育の場で性暴力をふるうとは想定し難いからであると考えられる。また、性暴力を行う教職員の増加について報道等で見聞していても、加害者が自分の隣にいるとは考えない。例え意識下で疑っても自分の勘違いならどうしようとの迷いもあり結局否認してしまうのである。

このような、教職員による心理的機制、否認（感情）、すなわち不快な事実についてその現実を否定することも、被害の発見を遅らせる一因となっている。それ以外にも、例えば、近くの教室の担任が急に不在となってクラスが騒がしくなり、担任から事前にどこにも連絡が無いとしても、暫くして担任が戻り教室が元通りになれば、気にしていた教職員の記憶が一旦消去される。繰り返されても上司等に相談しようとは思わない。

これは、性暴力に限らず、担任依存の学校の運営の弊害であり、そのことが長期にわたる性暴力被害が継続しているにもかかわらず、気づくことができなかった要因の一つである。

（３）被害児童生徒が被害を申告できない状況におかれていること

ア 分析の結果、加害教職員が、児童生徒に対して性暴力をする際に次のような言動を行っていることが明らかになった。

- （ア）忘れ物をしないための対策と称する。
- （イ）目隠しをする。
- （ウ）児童生徒の身体 of 異常をチェックするための検査と称する。
- （エ）仲良くなるためという。
- （オ）２人だけの秘密だよと約束させる。

イ かかる点からは、性暴力を正当化し、発覚を避けるために、児童生徒に対して、教職員が持つ権限を利用しながら、甘言を弄したり、誰に対しても行っていることだと誤信させる稚拙な行動が付随していることが見て取れる。

このことは、次の３つの観点から、被害児童生徒が被害を申告できない状況におかれている可能性を示唆する。

第一に、被害児童生徒が性暴力被害を性暴力被害であると認識できていないことである。加害教職員からは、前記のような稚拙な言い訳を伴いながら、その権力を背景に性暴力を繰り返している。言い訳以前に、児童生徒、特に低学年の児童生徒は自らが性暴力を受けたことを認識できていない。児童生徒自身が被害を被害と認識できていないことから、保護者、友人、他の教職員等に必ずしも被害として申告することができず、また、加害教職員が担任であるという圧倒的な権力を有し、しかも無条件で信頼しているために、加害教職員の行為を不快に思ったとしても、不快に思うという気持ちを受け入れることができない。そのため、自分が受けた行為について、誰かに相談することすら思いつくことはできないという事態が生じている。その結果、同じ児童生徒に対して繰り返し性暴力が行われ、また、発見までに時間を要してしまうこととなった。

第二に、加害教職員から口止めがされていることである。児童生徒にとって圧倒的に権力的な地位にあり、無条件で信頼している教職員から、他言を禁止するという指示が行われていることは、平素から「先生の言うことはき

かなくはない」等と指導を受けている児童生徒にとって乗り越えることが困難な壁となった。

第三に、被害児童生徒が自分自身が悪かった、と罪悪感を持たせるよう加害教職員による責任転嫁措置が採られていることである。「忘れ物をした自分が悪かった。その指導として先生はこのようにしたのだ」等と被害児童生徒自身が感じてしまうのである。

それらの結果、同じ児童生徒に対して繰り返し性暴力が行われ、また、発見までに時間を要してしまった。

(4) 性暴力被害を受けた子どもに関する理解が不足していたこと、子どもにとって被害申告・相談する体制が不十分であったこと

ア 分析の結果、性暴力被害を被害として認識できなかった児童生徒のみならず、被害であることは認識しつつも誰にも被害を申告できなかった児童生徒や逆恨みを恐れて被害届を出すことを躊躇していた保護者がいたことが確認された。

児童生徒は、次の理由等から、被害を申告することに困難を感じていた。

「人に言うことが恥ずかしかった」

「加害教職員が怖かった」

「親に心配をかけたくなかった」

「こんなことをされた自分が悪いと思っていた」

「周りに知られたら地元で生活していけないと思った」

イ このように被害が長期化・潜在化した要因として以下の点が挙げられる。

(ア) 性暴力を受けた子どもに表れる反応に鈍感であったこと

性暴力を受けた子どもには、一般的に表れ得る行動や反応があるとされている。この点については、児童福祉の領域では一般的な教養として浸透しつつあるものの、教育現場ではその点に係るノウハウはほぼ浸透していない。

(イ) 児童生徒が助けを求めるツールが不足していたこと

性暴力被害の申告は、大人であっても、恐怖心、羞恥心等から困難である。被害者が子どもである場合は尚更であろう。したがって、この高いハードルを少しでも下げ、児童生徒が安心して被害申告や相談することのできる仕組み作りが必要である。しかし、従前はこれに該当する仕組みが特段存在しなかったことも、児童生徒が助けを求めることができなかったことの要因となっていると思料される。

(5) 安全配慮義務の理解・認識・履行が不足していること

ア 同僚教職員に対する聞き取りの中で、他の教職員が、加害教職員と被害児童生徒とが二人きりになることについて目撃し得たにもかかわらず、その点について、そのことを止めることはなかったということが確認された。

また、加害教職員による性暴力が発覚する以前に、加害教職員と児童生徒との距離が近いこと、加害教職員によるクラス編成に違和感があったこと等の所感を得た同僚がいたものの、これを管理職へ報告したり、特段問題とすることはなかったことが確認された。

イ 児童生徒の安全を確保するための安全配慮義務は、学校組織が全体として、また、個々の教職員それぞれが負っている判例上確立された法的義務である¹。教職員は、児童生徒に危険があることを認識した場合には、安全配慮義務の一環として、危険から児童生徒を保護すべき義務がある。

しかし、現状では、性暴力が教職員から児童生徒に対して行われる可能性についての認識が十分ではないことや加害者の巧妙な態度によって、結果として児童生徒に対する安全配慮義務の不履行が生じることとなった。

また、児童生徒との不適切な関わりを思わせる言動や、実際の不適切な言動について、管理職や同僚が黙認をすることで、加害教職員にとって誤った成功体験を得る機会となり、性暴力を助長させてしまった可能性がある。

たとえ抽象的な安全配慮義務について認識があったとしても、児童生徒が性暴力被害にあわないための安全配慮義務について、認識するどころか、そのような行為が校内で起こるという認識すら持つことができないために、必要な対策がとられることはなかった。

（６）二次被害防止に係る対策が不十分であったこと

分析の結果、被害児童生徒及びその家族（以下「被害児童生徒等」という。）が、周りから性暴力の被害者という目に晒されることに不安を感じていたこと、児童生徒が教職員を陥れた等という言われ無き噂にも傷つけられていたこと等が確認された。

また、性暴力加害者が特定されることで、潜在的な被害児童生徒が名乗り出て、早期に加害行為の全容の解明がされることが望ましい。しかし、多くの場合、最初に加害教職員は否認をし、学校において絶対的な信頼のある教職員による否認は、子どもの証言の否定を招いてしまう。

教職員による性暴力を信じたくない人たちは、子どもの被害供述を否定し、なかったことにしようとする。保護者が子どもを守れなかった無力感ゆえに、被害自体を否定してしまうこともある。そのため、被害児童生徒に対して、排除して、事態を収めようとする力学が働く。

教職員たちも、否認する同僚に対して、それを信じたくない気持ちから、被害児童生徒に対して、被害者に対して必要な対応が後回しになってしまう。そのため、被害者ファーストの対応ができないどころか、被害児童生徒等に対する二次被害を生じさせる結果となる。

¹ ○最高裁昭和 62 年 2 月 6 日判決

「学校の教職員は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務があることはいうまでもない。」

○旭川地裁平成 13 年 1 月 30 日判決

「中学校の教職員らは、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に他の生徒の加害行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に被害が及ぶような具体的なおそれがある場合には、予見可能性がある範囲内で、そのような被害の発生を防止するため、その事案に応じた適切な措置を講ずべき義務を負う。…

○名古屋地裁岡崎支部平成 30 年 6 月 29 日判決

「本件市教委には、具体的な状況下において、本件教育長又は（校長）が、（教職員）について監督したり、配置において考慮したりすべき義務があったにもかかわらずこれを怠った場合には、過失又は安全配慮義務違反となり得る。」

…そうすると、本件教育長としては、（教職員）が本件小学校に赴任する際に、（校長）に対し、…（教職員）が女子児童と二人きりにならないように、その配置を検討し、十分に監督するよう指導を行うべきであったといえる。」

(7) 児童生徒及び保護者のケアが不十分であること

分析の結果、被害児童生徒に、被害に遭った以降、学校の教職員、特に男性教職員に怒られると事件を思い出して心が苦しくなってしまう状態になる等のPTSD様の症状が出てしまっていることが確認された。また、被害児童生徒の保護者は、性暴力発覚後、被害児童生徒とどのように接してよいかかわからない、今後被害児童生徒が被害の意味を認識したときにどのように対応すればよいかかわからないという不安を抱えていることも確認された。

発覚直後の被害児童生徒の支援については、加害教職員が否認している場合には、適切に実施することができなかった例は少なくない。また、被害児童生徒が多数にわたる場合には、それぞれのニーズが異なることがある。さらに、直後の被害児童生徒の支援を表立って行うことで、被害児童生徒が特定されることにもつながる。

市教委は、専門的な知識や経験を生かしスクールカウンセラーを指導・助言するスーパーバイザーを設置しているところ、性暴力の事件が発生した際は、このスーパーバイザーに助言を求め、被害児童生徒等並びに全校児童生徒及びその保護者への説明・謝罪・カウンセリング等その他の対応を行っていた。とはいえ、児童生徒を特定しない形で、支援を行う制度的対応が十分であったとはいえない。

また、児童生徒は性暴力被害の現場となった学校に通うことが余儀なくされる。今回の聞き取りで、被害児童生徒に対して、教室を変更する等の対応をしたり、被害児童生徒等が希望した場合には、教職員配置の配慮やカウンセリングを行う等の対応を行っていることは確認された。しかし、被害者に対する長期的ケア制度が存在しないために、被害者児童生徒等は、今後どのような支援が得られるのかの情報が提供されないことで不安が増大する可能性が示唆された。

(8) 被害児童生徒と加害教職員を分離する仕組みが必要であること

検証した事案では、警察が当初から介入していたこと、また、長期の休みであったこと等から、加害教職員が否認していたにもかかわらず、市教委が担任を外し、被害児童生徒から分離したことが確認された。その他にも、性暴力が発見された場合に、加害教職員が否認したとしても、子どもの安全確保を優先し、児童生徒ではなく、性暴力を行った教師を当該環境から遠ざける対応を採ってきた事案があったことを確認した。その際、当該教師と協議の上、同人の同意のもと、有給休暇を取得させ、その後、児童生徒と接する機会のない業務に配置転換を行う等の対応がなされていた。これらの諸対応については、本検討会も肯定的に評価しているところである。

ただし、かかる対応については、特段市教委内で制度や指針が作られているものではなく、その都度その当時の判断権者において実践されていたというものであった。今後如何なる者がその判断権者になろうとも前記対応を採れるよう、組織的な行動規範が必要である。被害児童生徒にとっては、教育委員会や司法がどのような対応をするかにかかわらず、一刻も早く、性暴力のない安全・安心な環境で、勉学を行うことが学校の安全配慮義務から要請されている。そのため、たとえ、加害教職員が否認したとしても、今回のように被害児童生徒の安全をなによりも優先することが必要である。

第4 提言

本検討会立ち上げのきっかけとなった小学校教職員の刑事事件以後、市教委が独自に本検討会の助言を受け講じた取組は別紙2のとおりである。

本検討会は、これらの取組がなされていることを前提に、更なる「性暴力のない安全・安心な学校づくり」のために、次のとおり提言する。

1 発生を防止するために

(1) 性暴力を生まない環境の整備

ア 物理的死角をゼロにすること

空き教室等の施錠を必ず行う、鍵の管理を管理職等において一元管理する（鍵の使用者、時間、場所等が特定できる形にする）、廊下から教室内が見えるようにする、ドアを隠す掲示物は貼らない等の「死角」をゼロに近づけるための対策を徹底することで、見回りの負担も軽減されると思料されるため、まずは、その点を徹底するべきである。この点については、加害教職員からの聞き取りからも、学校の鍵の管理が緩いと感じていたことにより犯行の機会を得られた旨確認できていることから、まずは徹底いただきたい点である。

さらに、犯行現場が施錠に馴染みにくい児童生徒用トイレにもわたっていること、空き教室等が存在するフロアが丸ごと死角となっていることがある以上、施錠を徹底することだけでは死角はゼロにならない。これを補うためには、授業時間中に各教室を見回り、各担任が居るべき場所に所在するか、特定の児童生徒が担任と行方不明となっていないか確認をしたり、死角となっているフロアを見回る人員が必要不可欠である。また、見回りの際は、廊下等外からの目視では不十分であり、実際に中に入り状況を確認するべきである。これらの点についても、加害教職員からの聞き取りにより、不定期でより多くの巡回が行われていれば犯行には至らなかったかもしれないとの所感も確認できている。仮に、現状の体制でその人員を確保できないのであれば、学校内又は学校外からの危険を防止し児童生徒の安全を確保するための職員を別途雇用することが必要であり、そのための人的・予算的措置を講じることが望まれる。

この点について、市教委では、既に校内の死角のチェックを毎年4月に実施するとともに、事件を起こそうという人に都合のいい校内の危険箇所（入りやすく、見えにくい場所）を職員で周知するという取組みを行っている。この取組み自体は是非とも継続いただきたいが、一方で、各学校においてどこまで正確に死角の確認が行われているか不安が残ること、死角であるか死角でないかの認識が個々人の感じ方により左右されるおそれがあること等から、当該学校の教職員以外の第三者や保護者による検証の機会も必要である。

イ 「担任²依存」からの脱却

担任が絶対的権力を持って児童生徒に一人に対峙する現在の制度では「担任依存」からの脱却を行うことはかなり困難なことではある。しかし、本来なら、同時に数人の大人が児童生徒の居場所に常に存在し、大人同士が相互にその関わりをチェックし合う体制が導入されてしかるべきである。そのためには、複数担任制度の導入が最も望ましい。その導入に時間を要する場合

² クラス担任のみならず、教科担任や部活顧問等一人で児童生徒と対峙する教職員も含む。

は、交替制で各クラスを担当する教職員を雇用する等、権力が担任だけに集中するのを防止する制度を構築する必要がある。

加えて、当分の間は、管理職、養護教諭その他の教職員等の担任以外の者が、各教室を見回る、担任の児童生徒との関わりを第三者的に評価する機会を確保する等、教室等の「見える化」が必要である。

ウ 密室での「一対一」の禁止

同性異性を問わず、密室で、教職員が児童生徒に対し「一対一」での個別指導をすることは禁止されるべきである。また、「一対一」での指導が禁止されることについては、児童生徒にも周知するべきである。周知されることにより、「一対一」の環境に持ち込まれようとする児童生徒も、また、それを見ている他の児童生徒も、異常事態が生じていることを認識することができるからである。

この点について、教育行政における「一対一」での指導の必要性を主張する意見もあろうが、果たして本当に「一対一」でなければ実現不可能な行政活動が存在するのか今一度考えていただきたい。いわずもがな、「児童生徒の健全育成」という教育行政活動の目的は一の教職員により実現されるものではなく、学校さらには教育行政が全体として組織的に実現するものである。

また、複数の教職員による児童生徒への個別指導が行われる場合には、可能な限り事前に、管理職等にその時間や場所について申告を行い、終了後にその報告が行われるべきである。

エ 心理的死角をなくすこと

学校における「死角」には物理的死角と心理的な死角が存在する。心理的な死角は、「思い込み」によって生じる。「思い込み」の前提となっているのは、「担任依存」のシステムであったり、「一対一」での指導を原則とする学校の風土である。さらに、教職員の権力性の無自覚であったり、教職員が児童生徒に対して性暴力を行う可能性について不十分な認識が、心理的死角を促進する。

このような「心理的死角」をなくするためには、教職員に対する研修が重要であるが、その研修は定期的にしかも外部の専門家によって行われる必要がある。また、常に多様な人たちが学校に出入りすることで、学校の閉鎖性を変化させ、「学校の常識」や文化といった「思い込み」をなくしていくことが必要である。

(2) 子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履行

ア 子どもの「守られる権利」の保障の制度化

児童生徒の安全を確保するための安全配慮義務は、学校組織が全体として、また、個々の教職員それぞれが負っている法的義務である。その前提として、子どもには、我が国も批准している、いわゆる「子どもの権利条約」において、「守られる権利」が保障されている。子どもは、教育を受ける権利、学習権その他権利の主体であり、単なる教育の客体ではない。まずは、教職員全体がそのことを理解・認識するための研修や機会を設け、教職員が児童生徒の安全・安心な環境作りに関心を持ち、その観点から意識的に業務を遂行することが必要である。

その一環として、本検討会では、市教委と協働し、子どもの権利及び安全配慮義務の理解促進、並びに、各教諭における児童生徒への性暴力を防止す

るための行動指針を明確化するための「児童生徒を性暴力から守るための行動指針」**別紙3**を策定したので、市教委におかれては、今後かかる指針が教職員に浸透するよう、周知・研修を徹底いただきたい。

なお、教職員において自ら性暴力等の危険がないか確認を行う「セルフチェックシート」については、現在も年に3回行い、その都度管理職による教職員の面接が実施されているとのことであるが、これだけでは子どもへの性暴力が防止できなかったことを踏まえ、その実施方法を再考する必要がある。「セルフチェックシート」に替わり、前記行動指針を浸透させるための面接を行うことも検討されたい。

イ 加害教職員個人の問題ではなく学校全体の問題であるとの認識をもつこと

前記(1)の事項は、いずれも学校及び所属するすべての教職員が負っている安全配慮義務の一内容ともなり得るものであるが、教職員がこれを十分に果たせなかった以上、児童生徒への性暴力は、これを行った教職員のみの問題であるとはいえず、学校組織全体の問題である。重要なことは、教職員からの性暴力があり得ることを関係者が認識し、予防・危機介入・被害者支援・加害者への厳正な対応の各段階で必要なことを学校全体の制度として確立することが重要である。

市教委は、そのためにコンプライアンスの一環として、危機介入に必要なフローチャートの整備をはじめとする制度構築を行う必要がある。

ウ 教師の権力性を前提とした制度の構築

制度構築に当たっては、学校において教職員が子どもに対して、絶対的権力を有していることを肝に銘じるべきである。学校教育法 11 条の教職員の懲戒権に大乘されるように、教職員は法律上もそして事実上も圧倒的権力を有している。その中で、担任教職員は、特に小学校において、時間的にも児童に接する時間が多いだけでなく、学級運営の責任を任されているという意味で、子どもを簡単に支配し、言うことをきかせることができてしまう。

学校における教職員からの性暴力は、自らの権力を児童生徒のためではなく、自分のために利用する卑劣な行為である。しかし、教職員に権力があることで、教職員が教室ではなく、性暴力の現場で加害者として話す言葉をも児童生徒は、信じてしまう。

そのために、加害教職員が「二人だけの秘密」というタームを持ち出した場合、担任等と二人だけの秘密等というものが存在し得ないことを、教職員側には規則化し、児童生徒側にも周知することが必要である。いわずもがな、児童生徒への教育は、学校が全体として担うべきものであり、一人の大人においてすべて行われるものではない。児童生徒には、児童生徒のことは学校の大人が全体で情報等を共有し、全体で支援をしていくものであり、担任等が一人で行うものではないこと、担任等と二人だけの秘密等というものはないことを知らせ、教職員側から秘密事を持ちかけられた際に、それがルール違反であることの認識や違和感を持ち、自らを守ることが出来るよう支援しなければならない。

エ 教職員養成の段階、教職員の採用段階、養成の段階における取組み

(ア) 採用段階の取組み

過去の事案分析の結果、他の自治体において性暴力を行った者がいたということは確認できなかったものの、今後そのような事態がないとは限ら

ない。したがって、過去に他の自治体で教職員として勤めていた者を市教委で採用することを検討する際は、当該自治体における行状について確認を行うことが望まれる。

また、今般、性暴力を理由に懲戒免職となった者を「官報情報検索ツール」で閲覧できる期間が長期化されたものの、同ツールでは、あくまでも懲戒免職となった者のみが記載されることとなり、不十分である。

この点、文部科学省では、令和3年4月9日付け文部科学省初等中等教育局長及び文部科学省総合教育政策局長連名通知「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知）」において、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教職員については原則として懲戒免職とする等、厳正な懲戒処分を行うことを各都道府県及び指定都市教育委員会に通知しているが、結局のところ、その判断は各教育委員会に委ねられており、性暴力を行ったすべての教職員に対し懲戒免職とする制度的担保はない（自主退職等により免職を免れる例も発生し得る。）。また、文部科学省は、教職員を懲戒免職とした場合には各教育委員会において官報記載をするよう求めているものの、その記載漏れ事例は現時点においても多数確認されている。

したがって、市教委においては、過去に他の自治体で教職員として勤めていた者を市教委で採用することを検討する際は、当該自治体における行状について、細かく確認を必ず行い、通常と異なる経歴等があった場合には、重ねて理由を聞き、その理由に合理性がない場合には採用を控えるなどの対応まで検討することが重要である。

なお、前記官報記載については、あくまでもこれが被害者保護・支援のために行われるものである以上、その記載の際は、被害者にその記載が市教委の義務となっていることを説明の上理解を求める等被害者の心情に配慮し行うことが必要である。

(イ) 養成段階の取組み

また、本来であれば、国が主導して、教職員養成段階において、子どもの権利や安全配慮義務等について涵養させる機会を設けるべきであると強く思うところであるが、それが十分果たされていない現状を踏まえ、市教委において、例えば、教職員志望者向けに前記各事項に係る授業案等を作成し、大学等に対して出前講座の実施を働きかけること等も検討されたい。

オ 教職員相互のチェック、報告義務化、相談体制の充実

性暴力に繋がる危険性のある言動が、自覚なく行われていることもあり得るため、性暴力を未然に防ぐため、教職員同士が相互にチェックし合い、性暴力に繋がる言動又はその疑いがある場合には、それを覚知した者は原則として管理職に報告をすることを安全配慮義務の一環として義務化し、管理職から当該教職員に対して速やかに事実確認及び指導等を行う制度を設けることが望まれる。

そのためには、前記報告をする教職員も守られることが必要である。学校においては、報告者の匿名性に配慮する等、報告をする教職員を守ることで、教職員は、どんな小さなことに思えることも、報告・相談しやすくなる。市教委に、他の教職員の言動について相談できる窓口を作ることの有効であろう。

(3) 児童生徒への性の人権教育

ア 性の人権教育の重要性

平成 21 年（2009 年）、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を発表し、効果的な性教育の指針を示した。これを受け、世界各国で、同ガイダンスに沿った性教育に係る制度が整えられている。しかし、我が国においては、未だにそのような制度的基盤が整えられておらず、現時点では、子どもに対する性教育が圧倒的に不足していることは否めない。

陰部、胸等の水着で隠れるところ等が「大切なところ」であること、学校の教職員であってもその「大切なところ」を見たり、触ったりしてはいけないこと等、最低限の性教育を受ける権利が幼児期や学童期に保障されてこなかったことで、前記のとおり、児童生徒が性暴力被害を被害として認識することを困難としている。児童生徒が被害だと認識することは、被害者支援の第 1 歩であることから、それを誰かに告げるかどうかにかかわらず、大事なことである。

児童生徒に性教育を受ける機会を保障することは、子どもの「守られる権利」や「意見表明権」の保障にも通ずると考えられる。

イ 性の人権教育のさらなる推進

性教育後進国の我が国も、令和 3 年（2021 年）3 月に、ようやく「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」（学校における生命（いのち）の安全教育推進事業）において、子どもを被害から守るための取組みが始動しつつある。しかし、性暴力被害との関係において最も重要な性的同意がなぜ重要なのかの基本的人権の根本にかかわる記述や、教師や親からの性暴力における権力についての記載やそもそもの「子どもの権利」に関する記載がなく、内容的にきわめて不十分なものとなっている。また、本当に重要なものであれば、早期の義務的導入をはかるべきであるが、そこまでの要請もなく、実施体制についても疑問が残るものとなっている。市教委は、文部科学省の事業も参照しつつも、独自に、児童生徒自らが性暴力被害にあわない力を養うためにより効果的な性教育を直ちに始めるべきである。

この点、市教委では、既に外部講師を招き、児童生徒に対して、CAP（Child Assault Prevention）プログラムの受講する機会を設けたとのことである。この取組みは、是非今後も継続するとともに、すべての児童生徒が受講できるよう対応を願いたい。

2 早期発見するために

(1) 教職員が性暴力に関する理解を深めること

ア 性暴力を受けた子どもに表れるサインを見逃さない

性暴力を受けた子どもには、一般的に表れ得る行動や反応があるとされている。この点については、児童福祉の領域では一般的な教養として浸透しつつあるものの、教育現場ではその点に係るノウハウはほぼ周知されていない。したがって、教職員においても、性暴力を受けた子どものサインに気づけるよう性暴力被害に関する理解を深めることが必要である。この点については、千葉市は政令市であるために、市立の児童相談所が存在するという利点がある。同所に講師派遣を依頼し研修を実施する等、既存の社会資源を活用した具体的対策を講じることが望まれる。

教職員がかかる理解を深めることで、家庭内において性的虐待を受ける児童生徒の発見可能性も高まると考えられる。

イ 性暴力を行う者（加害者）に関する知識を身に着ける

指導力がある、クラスをまとめることに長けている、まじめで仕事熱心である等の教職員としての素養があることと性暴力のリスクがあることは全く繋がらない。

性暴力をする者に起きている事象（例：認知の歪み）や性暴力に至るプロセス等について、既存の医学的又は犯罪学的な知見を盛り込んだ研修等を設け、教職員において危険を察知するための最低限の知識を涵養することが必要である。

（２）児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図ること

ア 性暴力を受けた子どもにとっての被害を申告することの壁をなくす

学校という空間において、教職員と児童生徒は対等な存在にはなりえず、教職員は常に絶対的権力者である。その権力を利用して、さらなる支配を実現し、しかもその支配が性的快楽も伴うことで、性暴力が起きやすい空間となっている。

教職員の権力性を無視する形で、いくら児童生徒や保護者が性暴力被害を訴えても、加害教職員が否認することで、逆に「子どもがうそをついているのでは」と疑われたりするケースもある。教職員が権力者であることによって、その権力者の言説が支配的であることを前提に、児童生徒の言い分を信じることが重要となる。

性暴力被害を受けた場合、年少の児童の場合は、自分が何をされたかわからないことがある。年齢を重ねることで、知識が増えること等により、初めて自分が受けたのが性暴力被害だったことに気付くこともある。教職員に抱く尊敬や親しみが被害の自覚を遅らせているとの分析もある。また、被害当時に性暴力被害であると理解したとしても教職員に対し信頼関係があるために、疑義を申し立てること、止めて欲しいと言うことはとても勇気が必要であり、言い出せない児童生徒もいる。学校では教職員の言動が絶対的であり、それまでに『先生の言うことは聞かなくてはいけない・先生を悪く言うてはいけない』等と学校や家庭で教えられてしまっている場合には、性暴力被害を自分から言い出すことが困難な児童生徒も少なくない。

加えて、性暴力被害は、それを受けた被害者が恥や羞恥心を持つために、被害を打ち明けるのがより困難となる。実際に、多くの被害者は不快感・嫌悪感・罪悪感・羞恥心・恐怖心等を持つ。「とても嫌なことをされた、早く忘れよう」、「恥ずかしいことをされてしまった、自分も悪いかもしれない、誰にも知られてはいけない」、「親や先生に話したらきっと叱られるだろう、自分はどうなるんだろう」、こうした思いも、被害を言い出せない要因となっている。また、安心して相談できる人やその方法を教えられていないことも、被害を訴えられない大きな要因となっている。

性暴力被害を受けた児童生徒が、できるだけ早く誰かに助けを求めることができるようにする仕組みの充実が必要である。

イ 「子どもにこにこサポート」の課題

この点については、本検討会発足後、市教委では、「子どもにこにこサポート」を創設し、一定の対策を講じている。この制度は、

- ・子どもが電話又は手紙で如何なる悩み事も相談できること
- ・手紙の場合、切手を貼る必要が無いこと
- ・相談用紙が学校や公民館に常設されるとともに、毎年4月・7月・10月・12月という児童生徒が悩みを抱えやすい時期に配布していること
- ・相談対象として教職員からの体罰や性暴力も対象とすることが明示されていること
- ・相談した場合に、どのような対応が予定されているか示されていること
- ・秘密を守ること（相談者に断りなく加害者に伝わらないこと）が明示されていること
- ・子どもに「守られる権利」があることを紹介していること

等を内容とする、相談ツールである。

令和2年4月に制度を創設した後、令和3年4月末時点で、既に139件の相談が申し込まれ、その中に学校内の教職員からの暴力に関するものも含むものとなっている以上、一定程度の効果があったものと考えられる。ただし、相談件数が増加した際の対応する体制の問題（対応する担当者の人数が足りない、担当者の負担が膨大過ぎて迅速かつ丁寧な対応ができないこと）、中立性の問題（相談先の市教委が中立かつ第三者立場でないため、相談者の希望や相談内容によっては外部の者から構成させる第三者委員会による調査や対応についても検討すべきこと）、発達に応じた相談方法の検討（相談ツールの内容を適切に伝えるためには、小学校低学年と中学生とでは相談用紙の記載事項が自ずと異なること、中学生の場合スマートフォンから被害を申告する方法を用意した方が実効性が高いと考えられること等）、事件から時間が経過した場合の対応方法（性暴力被害の申告に時間が経ってしまうことがあることから被害に遭った学校を卒業した後にも対応をする場面も出てくる可能性があること）等の問題や課題はなお残っているため、今後も引き続き児童生徒が助けを求めるための制度が充実されることを望む。

ウ アンケートの実施と見直し

市教委では、現在、小中高校の児童生徒、保護者及び教職員を対象に、体罰・セクハラに関するアンケートを実施しているとのことである。この取り組みは是非とも今後も継続いただきたいが、アンケート実施期間中にも性暴力が発生していたことからすれば、今後もアンケート結果に性暴力に関するものが挙がらなかったことをもって直ちに安心してはならない。アンケートの質問内容が児童生徒の年齢や発達に応じて答えやすい内容となっているか（例えば、小学校低学年児に「先生から性暴力を受けたことはありませんか」と問うても、「性暴力」の内容がわからないため、被害の申告ができない場合が想定される。）、アンケートに正直に答えられる環境下でこれが実施されているか（学校内で教職員のいるところで書かせる、アンケート用紙を当該学校が回収している等の方法が採られていないか）等、不適切な方法でアンケートが行われていないか、より一層アンケート回収率を高めるにはどうすればよいか等、その方法を定期的に見直す必要がある。

（3）二次被害の防止策を講じること

被害児童生徒等が、安心して被害を申告できるためには、いわゆる二次被害の防止策が必須である。

市教委としては、被害児童生徒等が被害を申告した場合にそのプライバシーを保護するための制度（性暴力が発覚した場合の児童生徒への説明方法、保護

者会開催の有無・説明方法、報道機関への対応等)を事前に構築するとともに、被害児童生徒等に予見可能性を持たせるためにも児童生徒及び保護者に予めこれを周知することが必要である。

3 発見後適切に対応するために

(1) 初期対応

ア 役割分担・行動規範を予め定めておくこと

性暴力を受けた又は受けた疑いのある児童生徒が発見された場合に、被害児童生徒及び他の児童生徒を守るためには、市教委及び学校には、多岐にわたる対応が必要となるが、市教委ではこれまでその対応方法について制度化されたことはなく、その都度、当時の判断権者において判断し対応してきたとのことであった。しかし、この対応を何らの指針もなくそのノウハウのない学校が抱えることは適当ではなく、児童生徒を守るための対応について、市教委と学校との役割分担、各人の行動規範を予め定めることで、万が一被害児童生徒が発見された場合に、より迅速かつ実効的な対応をすることができるものと考えられる。本検討会としては、そのための「性暴力初期対応フロー」案(すべての教職員用別紙4)及び子どもを性暴力から守る仕組み案概念図別紙5を策定した。以下、その重要事項について詳述する。なお、危機対応においては、学校は被害児童生徒への対応を第一に行い、加害教職員を被害児童生徒から離れたあとは、加害教職員への聞き取りを含む対応は市教委(第三者委員会を含む。)に任せることとする。

イ 被害児童生徒及び他の児童生徒の安全確保

性暴力を行った又はその疑いのある教職員と被害児童生徒とを分離することは、安全配慮義務の一環として児童生徒の安全を確保するために最重要となる措置である。両者の接触が可能な環境では、再被害及び証拠隠滅(口封じ等)のおそれがあるからである。

また、分離する方法として、被害児童生徒をこれまでであった環境から遠ざける(保健室登校をさせる等)のではなく、加害教職員を当該環境から遠ざけるべきである。なぜなら、これまで発生した事案を分析した結果、加害教職員から被害を受けた児童生徒は、一人であるとは限らず、同時に複数人存在した事件が複数件あったことからすれば、被害を訴えた児童生徒以外にも被害者が存在する可能性があり、かかる児童生徒への再被害及び証拠隠滅を防ぐ必要性もまた生じるからである。

この分離は、早期かつ迅速に行うことが重要であるため、当該学校の校長の校務掌理権(学校教育法37条4項)に基づき³、直ちに加害教職員を児童生徒と接しない環境に置くことが推奨される⁴。

³ 宮崎地方裁判所昭和63年4月28日判決

校長の校務掌理権の「一内容として、校務分掌の組織及び人事を決定し、教師に校務を分掌させ、その職務につき監督権に基づき職務命令を発することは許される。」

⁴ 性暴力を行った教師が捜査機関に逮捕・勾留等によって身柄拘束された場合には、自ずと児童生徒との分離が実現される。

しかし、刑事手続上の身柄拘束は、一度逮捕されたとしても、その後、勾留請求が却下される場合、勾留の裁判に対する準抗告が認められる場合、保釈が許可される場合等身柄拘束が解かれうる機会が幾度もある。したがって、一度身柄拘束を受けたからといって、刑事手続の流れに身を任せるような対応があってはならず、市教委は独自に性暴力について調査を行うとともに、仮に身柄拘束が解かれた場合に教育委員会としてどのような対応を講ずる必要があるか検討しなければならない。

ウ 「疑いが生じた」時点で対応すること

児童虐待の分野では、児童虐待が行われた確証がなくとも、その疑いが生じた時点で、児童相談所等に通告をしなければならない義務が明記されている（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）。疑いが生じた時点でもこのような対応を求められるのは、児童の安全の確保を最優先とし、疑いが生じた時点で児童を守るための措置を採ることを可能とさせるためである。学校における性暴力の事案においても、かかる趣旨は妥当するものであり、児童生徒の安全確保を徹底すべく、児童生徒が被害を申告した場合等、性暴力の疑いが生じた時点で、これを発見した者は、学校及び市教委にその旨を報告し、学校及び市教委は必要な措置を講じなければならない。決して、捜査機関や裁判所等の処分を待ってから対応するということがあってはならない。

また、児童生徒を守る対応が必要となるのは、刑事法上の性犯罪に限るものではないことにも留意されたい。くれぐれも、「これは犯罪にあたるものではないからここでいうところの性暴力には該当しない」等と性暴力性を狭く解釈し、対応フローの対象外であると判断することはあってはならない。

エ 児童生徒への聴き取りは簡潔に聴き取り、直ちに性暴力の発生を市教委に報告をすること

学校では、被害児童生徒に対し、「誰に、何をされたのか」という点を簡潔に聴き取り、直ちに市教委に性暴力の発生を報告し指示を仰ぐべきである。その理由は、以下の2点である。

第一に、学校には性暴力の被害確認を行う技術を備える者が常駐するわけではないからである。性暴力の被害を、誘導なく、かつ、具体的に確認することは誰にでもできるものではなく、技術・訓練が必要である。学校にはその技術を備える者がいるとは限らず、そうでない者が徒に詳細な被害の確認を行うと、被害児童生徒の記憶や供述が汚染される可能性がある。仮に、当該性暴力が刑事事件となった場合には、このような被害確認の方法について指摘を受け、被害児童生徒の被害供述の信用性を減じるおそれもある。したがって、学校では、「誰に、何をされたのか」という点を簡潔に聴き取り、直ちに市教委に報告を行うべきである。なお、学校は、市教委への報告後に、聴取日時、聴取者、聴取内容等を正確に記録化する。

第二に、性暴力被害が確認された際は、迅速な対応が必要となるからである。前記のとおり、性暴力発生の際は、児童生徒の安全の確保のために迅速な対応が求められる。また、今後の刑事・行政上の手続に向けた証拠保全をするためにも、迅速性は要請される。学校において詳細に被害を聴き取り、聴き取った内容を記録化した上で市教委に報告するのでは遅きに失する。したがって、被害を確認した者は、直ちに市教委に報告し、その後の指示を仰ぐことが必要である。

なお、性暴力の発生を認識した者は、自ら、①市教委、及び、②管理職に報告を行う必要がある。「性暴力の発生を認識した者→管理職→市教委」という間に管理職を挟む報告ルートでは、管理職自身が加害教職員である場合、管理職が不在である場合、管理職の対応が遅い場合等に、迅速な対応が実現できなくなるからである。

オ 市教委における対応

性暴力の発生を認識した者から報告を受けた市教委は、当該性暴力について、主導し対応をする。具体的な対応事項としては以下のものが考えられる。

(ア) 学校への指示・助言

学校において児童生徒の安全が確保されているか確認し、これが行われていない場合には、直ちにその対応を指示する。

(イ) 被害児童生徒への被害確認

被害確認の技術をもつ者（市教委の場合は、スクールカウンセラー、スーパーバイザー等）、できれば児童相談所に協力を要請して、児童相談所において被害確認の面接を行う（まずは、その連携に向けた組織間協議を望みたい。）。

(ウ) 刑事告発

公務員は、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、「犯罪があると思料するとき」は告発をする義務を負う。したがって、性暴力が犯罪であると思料するとき（「確信したとき」ではない）は、捜査機関に告発をしなければならない。

(エ) その他関係機関との連携

必要に応じ、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや児童相談所等の機関と連携し、被害児童生徒の支援を行うことが必要である。

(オ) 加害教職員への対応

加害教職員への聴取、証拠収集の検討を行う必要があるが、市教委を構成する教職員等は、事実認定の専門家ではない。したがって、弁護士その他の専門知識を含む加害教職員への聴き取り等に対応できるチームを事前に設置しておき、性暴力が発生した際に迅速に対応できる体制を整えておくことが望まれる。そして、実際に事案が発生した場合には、同チームに速やかに調査・対応を委嘱されることが必要である。

また、その後の調査結果等に照らし、加害教職員の指導改善研修に係る申請、分限処分・懲戒処分についても速やかに検討を行う⁵。なお、これら市教委の対応は、刑事事件とは全く別の手続であり、刑事事件の判決確定を待つ必要はない。

カ 児童生徒や保護者との情報の共有

警察の介入が先行した場合だけではなく、加害教職員が特定され、担任をはずすなどの被害児童生徒との分離を行った場合、被害児童生徒の保護者はもちろん、当該学校に通っている児童生徒や保護者に対する説明を行う必要がある。

その際は、被害児童生徒は悪くないこと、被害児童生徒を皆で支える必要があること、今後学校は被害者支援を中心におこなうこと、加害教職員については市教委の危機対応チームが対応すること、そこで明らかになったことを前提に、再発防止に努めること等を説明する必要がある。

平素から、学校や市教委が行っている防止対策や、何かあったときのための危機対応のフローチャート**別紙4**や概念図**別紙5**の存在を、児童生徒には

⁵児童生徒の安全を確保するためであっても、加害教職員を、法的根拠なく、また、法所定の手続を経ることなく、直ちに処分することはできない。加害教職員が性暴力を否認する例は少なくなく、加害教職員に代理人弁護士が就任し、市教委に対して加害教職員への措置についての抗議がされ得ることも想定し、市教委側でも予め児童生徒の安全を確保するための方法について法的整理をしておくことが望まれる。

年齢に応じて適切な方法により、また、保護者には機会をとらえて周知しておく必要がある。

(2) 中期・長期対応

ア 児童生徒及び保護者のケア

過去の事案分析の結果、被害児童生徒には被害に遭った以降にPTSD様の症状が出てしまっていることが、被害児童生徒の保護者には性暴力発覚後被害児童生徒とどのように接してよいかわからないといった悩みや今後被害児童生徒が被害の意味を認識したときにどのように対応すればよいかわからないという不安を抱えていることが確認された。性暴力を受けた子どもやその家族に生じる前記影響や必要とされる支援については、既に医療、福祉分野の研究によって明らかとなっているところである。

市教委は、このように被害児童生徒等が性暴力を受けた後、長期にわたり不安や心の傷が継続することを踏まえ、事件発生後も継続してカウンセリング等の必要な支援を講じる必要がある。その際、医療、福祉分野とも連携し、これまでに構築されている被害児童生徒等への支援として求められるノウハウを知る機会を設け、教育行政分野においてどのようにこれを導入すればよいか検討し、早々に制度構築するとともに、既に被害を受けた被害児童生徒等に対して、支援を始めることが必要である。

また、被害児童が中学校にあがっても、高校生になり市教委の管轄からはずれても、そして、たとえ転居して千葉市以外に移り住んでも、カウンセリングに代表される必要な支援を継続し受け続ける機会を保障する必要がある。さらに、いまだに特定できていない被害児童生徒がいる可能性も踏まえながら、学校全体として、必要な支援を講じる必要がある。

イ 初動対応スキル涵養のための職員研修の実施と人員の充実

性暴力を発見した者の対応方法については、すべての教職員がその素養を身につける必要があるといっても過言でない。そのため、性的虐待が疑われる子どもから必要な情報を聴き出す面接技法を習得するための「RIFCR™研修」その他の研修を受ける機会を設けることが望まれる。

また、専門的知見に基づき被害確認を実施可能なスーパーバイザー等の活動を充実させることも望まれる。

ウ 制度化に向けた関係機関との協議

性暴力が発生した際の児童生徒を守るための方法について、予め関係機関と協議し、体制を整えることが望ましい。例えば、

①児童相談所では、性暴力を受けた児童の被害確認をする際、児童の負担を最低限に留めること等を目的に、捜査機関と連携し、協同面接（司法面接）が行われているところ、学校における性暴力の場合にもこの方法が採り得ないか、被害確認面接の場として児童相談所内の録音録画が可能な施設を利用できないか。

②加害教職員への聴取等を担う危機対応チームに警察官の参画も求める。

③児童福祉分野における子どものケアに係るノウハウの共有等という点について、組織間が連携することで、より一層効果的な制度が構築可能と考えられる。

市教委においては、かかる制度化に向けた関係機関との協議を進めることが望まれる。

第5 学校関係者として本提言を如何に捉えるか

「教職員の児童生徒への性暴力」はあってはならない。しかしながら、残念なことに千葉市内の公立学校において、教職員による児童への性暴力という痛ましい事案が発生した。子どもたちを預かる私たち教職員は、この状況を重く受け止め、しっかりと向き合い、今後二度とこのようなことが起きないように手立てを全市挙げて取り組んでいくことが求められている。

こうした状況の下、小中学校長会の代表として、令和2年度に開催された本検討会に参加し、様々な事柄について協議した。「子どもにこにこサポート」は、この検討会から生まれた取り組みである。小学校低学年については、電話やメール、メッセージアプリの使用が難しいため、手紙による相談が有効ではないかという有識者からの提案を受けて、既存の電話相談に加えて手紙相談を開始した。令和2年度は、12件の電話相談、130件の手紙相談が寄せられている。手紙による相談内容には、友人関係の悩み、教職員の言動に関する相談、児相と連携して対応した相談等があった。手紙は子どもが1人で書けるので、正直に打ち明けてくれることも期待できる。いろいろな声を拾い上げられて、手紙の有効性を実感している。

また、発見できる仕組みづくりの一環として、校内死角点検を実施した。性暴力目的で隠れて利用できそうな場所「入りやすく、見えにくい場所」をキーワードに長時間、誰も通らない、誰も確認しない場所（できない）、常時、扉がしまっており、近くを通っても気に留めない、施錠の可否に限らず、内部が確認できないような場所がないか確認し、その対策を全職員で共通認識するようにした。また、死角である場所を確認した場合には、校長の校内の見回りの回数を増やした。その目的は、死角とされる場所の状況を確認するとともに、学級での教職員の指導の様子を見てその後の指導に生かすことにある。校内の見回りは校長だけでなく、教頭や教務主任が見回り、違った目で確認することで、より犯罪の未然防止や早期発見につなげることができると考える。まずは、そうした学校現場での日々の積み重ねを確実に行うことが大切となる。

頼りになる、学年の中心で頑張っている教職員に対しては、とにかく「大丈夫」だと校長は思いがちだが、「もしかすると…」と想像力を持って、表情や仕草、言動や周囲との会話等、日ごろから一人一人の教職員を良く観察し積極的にコミュニケーションを図るように心がけた。また、性暴力が疑われるときはもとより、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく管理職に報告する、あるいは、相談窓口へ連絡をする体制づくりも進めている。

今後、小中校長会では、本検討会の提言を踏まえ、まずはしっかりと管理職研修に取り組み、各学校経営に反映させていくことが重要な取り組みではないかと考えている。子どもたちを守る仕組みづくりを整え、安心して通える学校づくりを進めていきたい。

千葉市中学校長会 前会長
千葉市小学校長会 前会長

増澤 保明
中嶋のり子

第6 結語―「革命」を起こす覚悟を―

安全・安心な場所でなければならない学校で、信頼している教職員から性暴力被害が起きることは、児童生徒の現在だけではなく、未来も奪う行為である。それが小学校や中学校、高等学校、特別支援学校でも、「学校」という場所で起きた場合には、児童生徒が今後通うすべての「学校」に対する信頼をなくし、場合によっては通うことを避ける事態にもなりかねない。教職員による性加害で奪われるのは、児童生徒の過去であり、現在であり、未来なのである。

本検討会では、児童生徒に重大な影響を与える性暴力被害が今後教職員から起きないために何かをしたいという気持ちを市教委と共有しながら、この1年半検討を重ねてきた。

その中で、見えてきたのは、「発見の困難」ということであった。それは、第3のところでも述べられているように、「子どもに対する性加害を行う教職員」がいるという事実を前提に学校のシステムが動いていないということを意味する。制度全体に組み込まれた「思い込み」が採用段階でも、毎年行われる面接段階でも、当該教職員が性暴力加害者だということが認識されることはなかった。

今後必要なのは、「子どもに対する性暴力を行う教職員」がいるということを前提とした制度の構築である。今回本検討会で提案したことは、その一部である。

本検討会が行われている最中に、国でも様々な動きがあった。すでに述べている文部科学省の懲戒事案に対する検索システムの充実や官報における理由記載がそれにあたる。けれども、懲戒される事案はごくわずかで、学校から「子どもに対する性暴力をする教職員」を全面的に排除できるわけではない。また、たとえ学校から排除されても、ほかの場所で「子どもに対する性暴力」が起きる可能性もある。

そのために、今後、「与党わいせつ教職員根絶立法検討ワーキングチーム」の検討に示されているような「性犯罪についての犯罪歴証明交付制度」の導入も不可欠である。しかし、それでもなお、懲戒事案や犯罪歴以外は補足することができないという制度上の問題点は残る。(※)

いかなる制度が構築されても、その狭間を巧妙に利用して、性暴力を行うのが、子どもに対する性加害者であることから、制度ができれば安心という気持ちを市教委や学校現場は持つべきではなく、常に、本検討会が行った提言に沿った形で、「性暴力発見センサー」を高めていくことが必要である。

また、学校からの「子どもに対する性暴力を行う教職員」の排除は、性暴力の機会を減らすという意味で、当該教職員にとっても加害者とならないための措置であり、当該教職員のためにもなることを忘れてはならない。

学校や市教委は、被害児童生徒へのカウンセリングを継続したり、被害に遭った場所を被害児童生徒が利用したりしないような工夫はしているが、すべてを建て替えたり、違う学校で学ぶということは、かえって被害児童生徒にとって負担になる場合も少なくない。何が被害児童生徒にとって必要で効果があるかは、人によっても異なるし、保護者の考えによっても異なる。

市教委や学校ができることは、できるだけ多くの被害児童生徒の支援のためのメニューを用意することであり、それを学制にとらわれず、地域にとらわれず継続続けることである。それが、児童生徒の安全を守る学校の責任の果たし方である。

最後に、この1年半、本検討会と二人三脚で何とか「性暴力のない学校」を作りたいと努力してきてくれた市教委に感謝の意を表したい。この提言に書かれていることは、これまでの学校文化からすれば受け入れがたいと感ずることも少なくないだろう。けれども、これまでの学校の文化の中で、実際に数多くの児童生徒に対する性暴力被害が起きており、子どもの安全・安心を守れない事態が生じていること

は重く受け止める必要がある。市教委や学校においては、児童生徒のための「革命」を起こす覚悟で、学校文化を変えていってほしい。願わくば、本検討会が終了しても、この１年半と同じ熱量で「革命」を推進し、二度と被害者も加害者も出さない学校を作っていく努力を継続していただきたい。

※ なお、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が議員立法の形で令和３年（２０２１年）５月２８日に成立した。基本的には、本提言の目指す方向と同じであり、法律化されたことを本検討会としても歓迎したい。

添付資料

別紙1	子どもへの性暴力防止対策検討会開催概要・・・・・・・・・・	29
別紙2	市教委におけるこれまでの子どもを性暴力から守るための取組・・・・	30
別紙3	児童生徒を性暴力から守るための行動指針・・・・・・・・・・	35
別紙4	教職員の児童生徒への性暴力発生時の初期対応フロー案（教職員用）	40
別紙5	子どもを性暴力から守る仕組み概念図・・・・・・・・・・	42

別紙 1

子どもへの性暴力防止対策検討会開催概要

令和元年度 第1回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和2年1月29日（水）
- (2) 議事
 - ①座長の選出について
 - ②事件の検証 児童へのわいせつ行為をした元小学校教諭の判決について
 - ③暴力のない安全・安心な学校づくりに向けて 再発防止策の検討

令和元年度 第2回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和2年2月14日（金）
- (2) 議事 ①暴力のない安全・安心な学校づくりに向けて 再発防止策の検討

令和2年度 第1回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和2年8月19日（水）
- (2) 事務局報告
 - ①令和2年度千葉市教育委員会コンプライアンス取組計画について
 - ②児童生徒へのわいせつな行為等の根絶に向けた重点取組について
- (3) 議事
 - ①暴力のない安全・安心な学校づくりに向けて 再発防止策の検討
 - ・教職員の非違行為発生時の対応フロー
 - ・千葉市職員の心構えについて（学校版）
 - ②事件の検証について
 - ・児童へのわいせつ行為をした元小学校教諭の判決について
 - ・当時の関係職員からの聞き取り方法及び聞き取り内容について

令和2年度 第2回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和2年10月16日（金）
- (2) 事務局報告 「子どもにこにこサポート」について
- (3) 議事
 - ①当時の関係職員に対する聞き取り
 - ②児童生徒を性暴力から守るための行動指針（案）

令和2年度 第3回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和2年11月27日（金）
- (2) 事務局報告 「子どもにこにこサポート」について
- (3) 議事
 - ①今後の子どもへの性暴力防止対策について
 - ②子どもへの性暴力防止対策検討会による提言について

令和2年度 第4回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和3年1月27日（水）
- (2) 議事
 - ①今後の子どもへの性暴力防止対策について
 - ②子どもへの性暴力防止対策検討会による提言等について

令和2年度 第5回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和3年3月8日（月）
- (2) 議事
 - ①今後の子どもへの性暴力防止対策について
 - ②子どもへの性暴力防止対策検討会による提言等について

令和3年度 第1回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和3年4月28日（水）
- (2) 議事 子どもへの性暴力防止対策検討会による提言等について

令和3年度 第2回 子どもへの性暴力防止対策検討会

- (1) 日時 令和3年6月2日（水）
- (2) 議事
 - ①子どもへの性暴力防止対策検討会による提言
 - ②子どもを性暴力から守るための行動指針
 - ③被害発生時の初期対応フロー

別紙 2

市教委におけるこれまでの子どもを性暴力から守るための取組み

令和元年度・令和2年度の主な取組み

1 コンプライアンス意識の醸成

(1) コンプライアンス強化の取組み	R 1	R 2
ア コンプライアンス班の設置、コンプライアンス委員会の設置・開催 教育職員課内に「コンプライアンス班」を新設し、校内研修プログラムや啓発資料等の検討・作成を進めながら、不祥事防止に向けた取組の強化を図る。本市におけるコンプライアンス（法令遵守等）の推進、公正な職務の執行等の確保に関する施策、不祥事案に対する再発防止策等の点検、評価及び総合調整を行うため、コンプライアンス委員会を設置した。	新規	継続
イ 子どもへの性暴力防止対策検討会の設置・開催 有識者による「子どもへの性暴力防止対策検討会」を千葉市教育委員会コンプライアンス委員会の下部組織として設置した。	新規	継続

(2) 不祥事防止のための取組み	R 1	R 2
ア 千葉市職員の心構え(学校版)の配布 服務規律等マニュアル(千葉市職員の心構え)を配布し、教職員がとるべき行動の「考え方」と具体的な場面に沿った「心構え」を定め、教職員自らの行動の道しるべとした。	改訂	継続
イ セルフチェックシート「不祥事防止のためのセルフチェック」の活用 セルフチェックシート・宣誓書の提出 年3回実施。 セルフチェックシートの対象範囲を非常勤職員まで広げた。 セルフチェックシートを用いた校長による個別面談を年3回実施した。 面談時における留意事項として、教職員の話に傾聴すること、悩みや疑問点を引き出すことのほか、意欲向上に係る声掛けの参考事例について周知し、面談における留意と実践を促した。	改訂	継続
ウ 「風通しのよい職場環境づくりのためのチェックシート」の活用 校長対象に風通しのよい職場環境づくりのためのチェックシートの実施及び提出を求めた。	新規	継続
エ コンプライアンス取組強化月間の設定 「コンプライアンスチェックペーパー」の作成・掲示 コンプライアンスに対する職員の意識啓発のほか、各職場における共通認識の醸成等を図るため、12月を推進月間とした。	新規	継続
オ 「コンプライアンス通信」の作成・発行 コンプライアンスの考え方・心構え、学校内で広く共有すべき事例を掲載した「コンプライアンス通信」を発行した。	新規	継続
カ 職員のコンプライアンス校内研修資料(事例編・手法編)の作成・配布 教職員に子どもの権利条約の理解を図るとともに、人権感覚を高めることを目的とした職員のコンプライアンス校内研修資料を作成した。研修資料は、各層別研修や校内研修で活用している。	新規	継続

2 子どもへの性暴力被害の発生を防止するために

(1) 性暴力を生まない環境作り	R 1	R 2
ア 適切な施設点検(管理訪問・中学校)校舎内の死角点検 校内におけるわいせつ行為等の防止のため、千葉市立の小・中・特別支援学校内における死角を点検し、外から見えない状態で児童生徒と「一対一」にならないような校内環境を整えた。 ①空き教室等の密室化の防止（室内の様子が廊下から確認できるか）のための環境整備 ・窓ガラスに貼付しているポスター等掲示物の除去 ・窓ガラスの近接箇所に設置しているついたて・ロッカー等の移動 ②管理職による日常的な巡視の実施 ③空き教室等の適切な利用について、教員へ指導の徹底 (R元年度小学校実施 R2年度中学校実施) 毎年4月に管理職が校内の死角点検を実施し、職員に周知を図るとともに、教育委員会への報告を行うこととした。 ④管理訪問の際に、適切な施設管理が行われているか教育職員課の管理主事が点検し、管理職に指導・助言を行った。(第三者による検証)	新規	継続
(2) 子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履践	R 1	R 2
ア スクールレスキュー周知 働きやすい職場づくりを目的として、スクールレスキューを開設。スクールレスキューでは、「コンプライアンスに関すること」、「ハラスメントに関すること」について相談を受け付けた。また、スクールレスキューの存在を職員に広く周知するため、「スクールレスキューポスター」を作成し、各職場に掲出した。	継続	拡充
イ 人権研修資料(事例編・手法編)の作成・配布 教職員に子どもの権利条約の理解を図るとともに、人権感覚を高めることを目的とした人権研修資料を作成した。研修資料は、各層別研修や校内研修で活用している。		新規
ウ 外部有識者監修のもと作成した研修資料を活用した校内研修の実施(各学校) 「暴力のない安全・安心な学校づくりをめざして(人権感覚を磨く)」 監修：特定非営利活動法人 虹色のたね 理事長 池畑 博美 氏		新規
(3) 児童生徒への性教育の充実	R 1	R 2
ア CAP ワークショップ モデル校を対象に、外部有識者により、教職員、児童生徒、保護者を対象とした、子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラムを実施した。	新規	継続
イ SC(スクール・カウンセラー)を活用した児童向けストレスマネジメント授業 SCによる児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する児童生徒を対象とした教育プログラムを実施した。	新規	継続

3 早期発見するために

(1) 各教諭が性暴力に関する理解を深めること	R 1	R 2
ア 体罰・セクハラ防止リーフレットの周知・徹底 体罰・セクハラ防止リーフレットを作成し、周知を行った。	拡充	継続
イ ハラスメント防止に関する指針の周知・徹底 職場におけるハラスメント防止の指針の周知を行った。 セクシュアルハラスメント防止の指針（学校版） パワー・ハラスメント防止の指針（学校版） マタニティ・ハラスメント防止の指針（学校版）	新規	拡充
ウ 外部有識者によるコンプライアンス研修 「性暴力のない学校を目指して-教育現場のジェンダー平等-」 管理職対象 講師：千葉大学大学院社会科学研究院教授 後藤 弘子 氏 「子どもへの性暴力ゼロを目指して」（動画視聴） 管理職・教職員対象 講師：特定非営利活動法人 虹色のたね 理事長 池畑 博美 氏	継続	拡充
エ 他団体主催の RIFCR™(リフカー)研修の受講(希望者) 子どもに性的虐待の疑いがあるときに最小限必要な内容を聞き取る手法に、性虐待初期対応に関する「RIFCR (TM) 研修」を実施した。	新規	継続

(2) 児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図ること	R 1	R 2
ア 相談窓口(「子どもにこにこサポート」(電話相談・手紙相談))の周知徹底 体罰・セクハラ相談窓口の通称を「子どもにこにこサポート」とし、案内ちらしを校種にかかわらず同一のデザインに改めるとともに、相談受付の電話番号を教育職員課に一本化した。また、手紙による相談を料金受取人払郵便により教育職員課で新たに受け付けることとした。	継続	拡充
イ 相談窓口の周知 体罰・セクハラ相談窓口以外の相談窓口の周知を図った。	拡充	拡充
ウ 体罰・セクハラ調査の実施 千葉市小・中・高・特別支援学校を対象に、すべての公立学校の児童生徒・職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）及び体罰に関する実態調査を実施した。 体罰・セクハラ調査の見直し（回収方法）を定期的に行っている。 ①中学校及び高等学校の生徒も、調査票を自宅に持ち帰り、家で回答を記入することとした。回収は管理職が行い、担任は関与しないこととした。 ②調査票を学校に提出することに不安を感じる場合は、教育委員会へ郵送による提出を可能とした。 ③教職員の調査票に「児童生徒に対してセクハラまたはセクハラと思われる行為をしている教職員を見たことがありますか」の調査項目を追加した。	拡充	拡充

令和3年度以降の取組み

1 子どもへの性暴力被害の発生を防止するために

(1) 性暴力を生まない環境作り

ア 物理的死角を限りなくゼロにすること

- ①「死角」をゼロに近づけるための対策の徹底
 - ・空き教室等の施錠
 - ・鍵の管理を管理職等において一元管理する。
 - ・廊下から教室が見えるようにする、ドアを隠す掲示物は貼らない
- ②複数の職員による定期的な見回り

イ 「担任依存」からの脱却

- ①管理職、養護教諭その他の教諭等の担任以外の者が、各教室を見回る（不定期的な見回り）
- ②担任の児童生徒との関わりを第三者的に評価する機会の確保

ウ 密室での「一対一」の禁止

- ①同性異性を問わず、密室で、教諭が児童生徒に対し一対一での個別指導をすることは禁止
- ②児童生徒への周知徹底

(2) 子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履践

ア 子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解

イ 子どもの「守られる権利」の保障

- ①子どもの権利及び安全配慮義務の理解促進
- ②児童生徒を性暴力から守るための行動指針の周知徹底

ウ 教諭相互のチェック、報告義務化、相談体制の充実

- ①性暴力に繋がる言動又はその疑いがある場合には、それを覚知した者は原則として管理職、スクール・レスキュー（教育職員課）に報告をすることの義務化
- ②ハラスメント相談窓口（スクール・レスキュー）の更なる周知

(3) 児童生徒への性教育の充実

生命の安全教育・人権教育の推進

- ①「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導の徹底
- ②CAP（Child Assault Prevention）プログラムの拡充
- ③子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」の推進

(4) 教員養成の段階、教職員の採用段階における取組

採用段階における取組

- ①教員免許状の管理についての見直し（官報検索ツールの活用推進）
- ②採用選考時におけるチェック強化
- ③教員志望者向けに出前講座の実施

2 早期発見するために

(1) 各教諭が性暴力に関する理解を深めること

ア 性暴力を受けた子どもに表れるサインを見逃さない

児童相談所等の専門機関と連携し、性暴力被害者理解に関する研修の実施

イ 性暴力を行う者(加害者)に関する知識を身につけるための研修の実施

性暴力をする者に起きている事象(例:認知の歪み)や性暴力に至るプロセス等について、既存の医学的又は犯罪学的な知見を盛り込んだ研修の実施

(2) 児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図ること

ア 子どもにこにこサポートの実施と見直し

イ 体罰・セクハラアンケートの実施と見直し

体罰・セクハラ調査の方法の定期的な見直し

(3) 二次被害の防止策を講じること

被害児童生徒等が被害を申告した場合にそのプライバシーを保護するための制度の構築

- ①被害児童生徒等が被害を申告した場合にそのプライバシーを保護するための制度の構築(性暴力が発覚した場合の児童生徒への説明方法、保護者会開催の有無・説明方法、報道機関への対応等)
- ②被害児童生徒等に予見可能性を持たせるためにも児童生徒及び保護者に予め周知

3 発見後適切に対応するために

(1) 初期対応

性暴力発生時の初期対応フロー・子どもを性暴力から守る仕組み概念図の周知

- ①性暴力発生時の初期対応フロー・子どもを性暴力から守る仕組み概念図の策定、周知徹底
- ②性暴力発生時の対応および防止策について児童生徒、保護者への周知徹底
- ③性暴力発生時の対応について関係機関と協議し体制を整備

(2) 中・長期対応

ア 児童生徒及び保護者のケア

性暴力を受けた児童生徒やその家族に必要とされる支援について医療、福祉分野とも連携した支援制度の構築

イ 初動対応スキル涵養のための職員研修の実施と人員の充実

教職員が「RIFCR™研修」等、性暴力を発見した者の対応方法を学ぶ機会の実施と充実

ウ 制度化に向けた関係機関との協議

性暴力が発生した際の児童生徒を守るための方法について、関係機関と協議し体制を整備

児童生徒を性暴力から守るための行動指針

第1 はじめに

性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

児童生徒への性暴力は、被害の深刻さとともに、被害が潜在化しやすく支援につながりにくいこと、そして被害が申告されないことで被害者自身の立ち直りにも悪影響が及ぶことが指摘されています。

これらを踏まえ、千葉市教育委員会では、新たに「児童生徒を性暴力から守るための行動指針」を策定しました。本指針は、教職員による児童生徒への性暴力を根絶し、児童生徒の安全を確保するため、教職員が当然守るべき服務に関する基本、関係法令及び指針、とるべき行動規範等を取りまとめたものです。本指針の活用により、職員一人一人が自覚を持って行動し、性暴力のない児童生徒にとって安全安心な学校づくりを目指します。

第2 児童生徒の権利と教職員の法的責任

児童生徒には、わいせつ行為、セクシャルハラスメントその他のあらゆる形態の性的搾取・虐待から守られる権利があります。

子どもの権利条約第34条（政府訳）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。
（以下略）

その権利が守られるよう、私たち教職員は、以下の行動を採らなければなりません。

- ① 自ら性暴力を行い児童生徒の権利を侵害してはならない
- ② 児童生徒を性暴力から守る法的義務（安全配慮義務）を果たす
- ③ 性暴力に繋がる危険のある行為をしてはならない

1 性暴力の禁止（自ら性暴力を行い児童生徒の権利を侵害してはならない）

教職員は、自ら性暴力を行い、児童生徒の権利を侵害してはなりません。

「性暴力」の定義として、法令上一義的なものではありませんが、千葉市教育委員会では、これを「性的搾取、虐待その他のあらゆる形態の児童生徒の性的自由を害する行為」（強制性交等罪や強制わいせつに代表されるわいせつ行為、陰部等の露出、裸体・下着姿等の撮影及び不適切な身体接触等）に限らず、また、刑罰法規へ抵触するか否か及び同意の有無を問わないもの」と定義しています。

（1）留意事項

ア 性暴力は、性犯罪に限るものではありません。

イ 性暴力に当たるか否かにつき、同性間の行為か異性間の行為かは関係ありません。

ウ 性的行為に関する同意は、対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立ちます。そのような状況にない中で承諾を得ても、同意があるとはいえません。したがって、教職員と児童生徒という関係においては、同意は成り立ち得ません。

（2）わいせつ行為

性暴力のうち、「わいせつ行為」とは、性欲を刺激、興奮又は満足させ、かつ、普通人の性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する行為をいいます。「わいせつ行為」が成立するには、被害者の性的自由が害されることをもって足り、加害者が性的意図を持っていたことは要しません。したがって、「やましい気持ちはなかった」等性的な意図がなかったことをもってしても、その該当性が否定されることにはなりません。

（参考：わいせつに関する犯罪）

- ◆強制性交等罪 ◆強制わいせつ罪 ◆公然わいせつ罪 ◆わいせつ物頒布罪
- ◆児童買春・児童ポルノの所持・製造等 ◆のぞき・盗撮 ◆痴漢
- ◆下着泥棒(窃盗罪)やわいせつ目的の誘拐(略取・誘拐罪)等わいせつ目的の他の犯罪

(3) セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性暴力のうち、「セクシュアル・ハラスメント」とは児童生徒等の者を不快にさせる性的な言動等を指します。

被害者の性的指向や性自認にかかわらず、性的な言動であればセクハラに該当します。

性に関する言動に対する受け止め方には、個人で差があり、セクハラにあたるか否かについては、教職員の思惑や意図ではなく、相手の受け止め方が重要です。

(例)

- ◆卑猥な内容の冗談を交わす。◆交際、性的な関係を求める。
- ◆性的な噂を立てたり性的なからかいの対象としたりする。
- ◆雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- ◆性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、メッセージ、メール等を送ったりする。
- ◆食事やデートにしつこく誘う。
- ◆児童生徒に対し身体接触（胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる、おんぶする、マッサージする等）をすること（前記（2）にも該当しうる。）。

2 児童生徒を性暴力から守る法的義務（安全配慮義務）を果たす

教職員には、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から児童生徒を保護すべき法的義務（安全配慮義務）を負います（最高裁昭和62年2月6日判決参照）。この安全配慮義務には、児童生徒が教職員その他の者から性暴力を受けないよう保護する注意義務も当然に含まれます。この義務は、管理職だけでなく、教職員一人一人が負っているものであり、教職員が一丸となって、児童生徒を性暴力から守ることが必要です。なお、この義務に違反した場合、国家賠償訴訟法等の違法行為の評価を受けることになります。

安全配慮義務を果たすため、次のような点を履行しなければなりません。

- ・児童生徒が性暴力被害に遭わないよう適切に対応する。例えば、
 - ◆学校内に死角となる場所がないか確認し、これを発見した場合には学校全体に周知する。
 - ◆施錠されていない空き教室等を発見した場合には、速やかにこれを学校全体に周知する。
 - ◆他の教職員による性暴力に至る危険のある行為（後記3参照）を発見した場合には、速やかに千葉市教育委員会や管理職に報告する。

等が挙げられる。

- ・児童生徒の性暴力被害を早期発見するために適切に対応する。例えば、
 - ◆性的被害を受けた子どもに表れるサインを認知した場合には、速やかに教育委員会や管理職に報告し相談する。
 - ◆「子どもにこにこサポート」や「体罰・セクハラアンケート」等児童生徒がSOSを出すためのツールについて、その成長発達に合わせた説明を行い、利用等を促す。

等が挙げられる。

- ・児童生徒から性暴力被害の訴えを受けたり又は児童生徒から性的被害を少しでも匂わせるような訴えを受けた場合には、適切に対応する。例えば、

- ◆児童生徒等から聴取した被害（疑いを含む）の内容を千葉市教育委員会及び管理職に報告する。
- ◆児童生徒の保護者に対し、被害申告を受けた時点で直ちに被害の事実を報告する。
- ◆児童生徒の安全確保を最優先し、関係職員（加害者とその疑いのある者）との接触を遮断する。

等が挙げられる。

(参考裁判例)

○最高裁昭和62年2月6日判決

「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務があることはいうまでもない。」

○旭川地裁平成 13 年 1 月 30 日判決

：市立中学在学中の女子生徒が同中学の男子非行グループから繰り返し性的暴力を受けた場合、学校側への国家賠償請求が認容された事例

：本件は生徒間による性暴力の事案であるが、加害者が教職員である場合にも基本的に同趣旨と考えられるものである。

「中学校の教諭らは、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に他の生徒の加害行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に被害が及ぶような具体的なおそれがある場合には、予見可能性のある範囲内で、そのような被害の発生を防止するため、その事案に応じた適切な措置を講ずべき義務を負う。…

そして、本件中学校の教諭らは、性的被害がその性質上人目に付かないように行われ、被害生徒も羞恥心や報復への恐怖等から性的被害を申告せず、又は申告しても深刻な性的被害の一部しか話さないことがあると推測されることに鑑みると、生徒から具体的な性的被害の訴えを受けたり、又は生徒から性的被害を少しでも匂わせるような訴えを受けた場合には、事案に応じて、適切な対応をすべき義務がある。

右の対応義務を具体的に言えば、教諭らは、当該事案の事情に応じて、（１）被害生徒又は関係者から詳しい事情を聴取し、その内容を教職員全体に報告すると同時に、他の教諭からも性的被害に関する情報を収集し、学校内における性的被害の実態をできる限り調査すべき義務がある。また、（２）教諭らは、被害生徒の保護者に対し、被害申告を受けた時点で直ちに被害の事実を報告すべき義務を負う。なぜなら、保護者は、右報告を端緒として、子女に性的被害の内容を確認したり、その性的被害によっては適切な医療措置を受けさせたり、心理的衝撃から自傷行為等の不幸な事故を起こさすことのないように子女の経過を観察したり、新たな被害を避けるために加害者らへの厳正な捜査を求めたりすることが可能になるからである。さらに、（３）教諭らは、非行の程度によっては、加害生徒の保護者に対しても右加害行為を報告し、親権者による加害生徒への強力な指導を要請すべきである。なぜなら、子供が他の子供に加害行為をしないように注意指導することは第一次的に親権者が家庭教育において行うべきものであって、学校教諭に全てが委ねられるべきものではない上、加害生徒の親権者としても自分の子女の非行化傾向を早期に矯正する機会を与えられるべきだからである。そして、（４）教諭らは、前記実態解明の結果を踏まえて、教職員全体で又は保護者らとも一体となって、被害生徒を報復等から保護しながら加害生徒への教育指導を徹底すべき義務がある。」

○名古屋地裁岡崎支部平成 30 年 6 月 29 日判決

：小学校の特別支援学級の女子児童であった原告が、その担任教諭が原告に対して強制わいせつ行為に及んだことについて、本件小学校の校長には担任教諭に対する適切な指導監督を怠った過失又は原告への安全配慮義務違反があり、被告の教育委員会の教育長には同校長に対する指導監督等を怠った過失又は原告への安全配慮義務違反があるなどと主張して、被告に対し、選択的に、国家賠償法 1 条 1 項又は債務不履行に基づき、慰謝料 600 万円等の支払を求めた事案

「本件市教委には、（校長）及び（教諭）の服務を監督する権限があり、教育長がその権限を行使し、また、（校長）には、本件小学校の職員の配置を決定し、（教諭）の服務を監督する権限があったのであるから、具体的な状況下において、本件教育長又は（校長）が、（教諭）について監督したり、配置において考慮したりすべき義務があったにもかかわらずこれを怠った場合には、過失又は安全配慮義務違反となり得る。」

「本件市教委としては・・・（教諭）が復職して赴任することになる本件小学校の児童の安全を守るために、（教諭）について前件問題があったこと及びその内容を、本件小学校において（教諭）を監督することになる者に引き継ぐ必要があったというべきである。

…そうすると、本件教育長としては、（教諭）が本件小学校に赴任する際に、（校長）に対し、・・・（教諭）が女子児童と二人きりにならないように、その配置を検討し、十分に監督するよう指導を行うべきであったといえる。」

3 性暴力に繋がる危険のある行為をしてはならない

性暴力に繋がる危険のある以下の行為等は禁止されています。いずれも、児童生徒の同意の有無にかかわらず禁止されます。

・ 児童生徒等に対する個別指導を一人で行うこと。
・ 児童生徒等の自宅を保護者不在時に一人で訪問すること。
・ 児童生徒を車両に同乗させること。
・ 個人的に児童生徒と学校外で会うこと。
・ 電子メールやＳＮＳ（付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む）を使って児童生徒と、管理職の許可、保護者の同意なく私的なやりとりを行うこと。
・ 児童生徒との間でＳＮＳのＩＤやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを、管理職の許可、保護者の同意なく伝え合うこと。
・ 児童生徒からのＳＮＳのフォローリクエストや友達リクエスト等を、管理職の許可、保護者の同意なく承認すること。
・ 私物のスマートフォンや携帯電話を、管理職の許可なく校内で持ち歩くこと。
・ 校務での撮影時に、学校保有のデジタルカメラ等を使用せず、私物のスマートフォンや携帯電話等を使用すること。
・ 児童生徒等に係る重要な個人情報を、管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出すこと。
・ 宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りを複数の教職員で担当せず一人で行うこと。
・ 児童生徒に対して、「男だから」「女だから」という意識で指導すること。

第3 標準的な処分量定（懲戒処分の指針より）

【標準的な処分量定】

○セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、**免職又は停職**とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、**停職又は減給**とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は**免職又は停職**とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、**減給又は戒告**とする。

○児童生徒に対する非違行為関係 わいせつな行為等

ア 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、**免職**とする。

イ 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、**停職又は減給**とする。ただし、性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、**免職**とする。

○保護者に対する行為

関係ある保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をした職員は、**免職、停職、減給又は戒告**とする。

別紙 4 教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー案（教職員用）

【基本的な心構え】

教職員は、児童生徒の安全を守る義務を負っておりその義務を果たす場面であることを認識し、次の事項に注意する必要がある。

- (1) 児童生徒の安全確保を最優先し、関係職員（加害者とその疑いのある者）との接触を遮断すること。
- (2) 児童生徒の人権を尊重し、また安全を最優先して対応すること。
- (3) 迅速かつ慎重に対応すること。
- (4) 先入観を持たないこと。（そんなことをする先生ではない、児童生徒が嘘をついているのでは・・・）
- (5) 同性であっても性暴力となることを認識しておくこと。
- (6) 本人からの聴き取りは必要最低限にとどめること。

- 児童生徒・保護者からの相談
- 教職員からの報告
- 相談機関等第三者からの通報
- ※「疑いが生じた」時点でも対応を要する



性暴力発生

「誰に、何をされた」を簡潔に聴き取る

初期対応

スクールスキューへ報告
245-5930

管理職へ報告

児童生徒の安全確保
関係職員を分離

校長→教育委員会への報告 **必須**

①原則として管理職が行うこと。

②被害の訴えを受けたときに先ず教育委員会に報告すること。「疑いが生じた」時点でも児童生徒の安全を守る義務を果たすため、躊躇することなく迅速に報告すること。

千葉市教育委員会教育職員課 245-5930

報告・通報・相談 告発義務（刑事訴訟法239条2項）

これ以降、教育委員会が主導する。
学校は教育委員会と連携をとりながら対応にあたる。

児童相談所

警察

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

児童生徒の性暴力被害と対応について

性暴力は怪我等の他の暴力に比べて外見では気付きにくく、羞恥心などから被害者自身が訴えにくいものです。特に、被害者が児童生徒の場合は、身近な大人でさえ気付くことができずに、被害が深刻化、長期化することがあります。

誰にも言うなと言われたので話してはいけません。

自分が悪かった。逃げればよかった。

お母さんが心配するかな。

恥ずかしいことをされたことを話したら家族に怒られる。どうしよう。

事件後、考えられるストレス反応：共通して示す症状や行動

- 児童生徒のサインを見逃さないようにしてください。
- ・被害を打ち明けられない場合でも、日常生活の変化としてSOSのサインを発していることがあります。大人が児童生徒に感じる違和感、「何かがおかしい」という直感がそのサインをキャッチした表れである場合があります。また、児童生徒は躊躇しつつ、大人の反応を試しながら、何気なく性暴力をほのめかす発言をすることがあります。
- ・事件を経験した後、現れる反応の多くは一時的なもので、表面的には落ち着いたように見えますが、性被害によるダメージは、直後だけでなく成長しても影響が深刻な場合があります。

【身体面】 頭痛、腹痛、不眠、過食、食欲不振、夜尿・頻尿

【行動面】 異性への過度な興味や接近、異性への過度の恐怖、落ち着かなくなる、不登校、集中できない、興奮しやすい、自傷行為

【感情面】 不安、恐怖、怒り、罪悪感、自責感、イライラ、フラッシュバック

児童生徒から性暴力被害を打ち明けられた時

OK

○「いつ」「どこで」「どのように」等という詳細を聴取しすぎない。

「何があったの?」「誰にされたの?」簡潔に聞く

○「いつ」「どこで」「どのように」について子どもが自発的に語る場合に止める必要はない。

○聴取者は、校長及びスクールレスキューへの報告後、「聴取日時」「場所」「聴取対象者」「聴取した内容（できる限り逐語で）」記録を作成する。

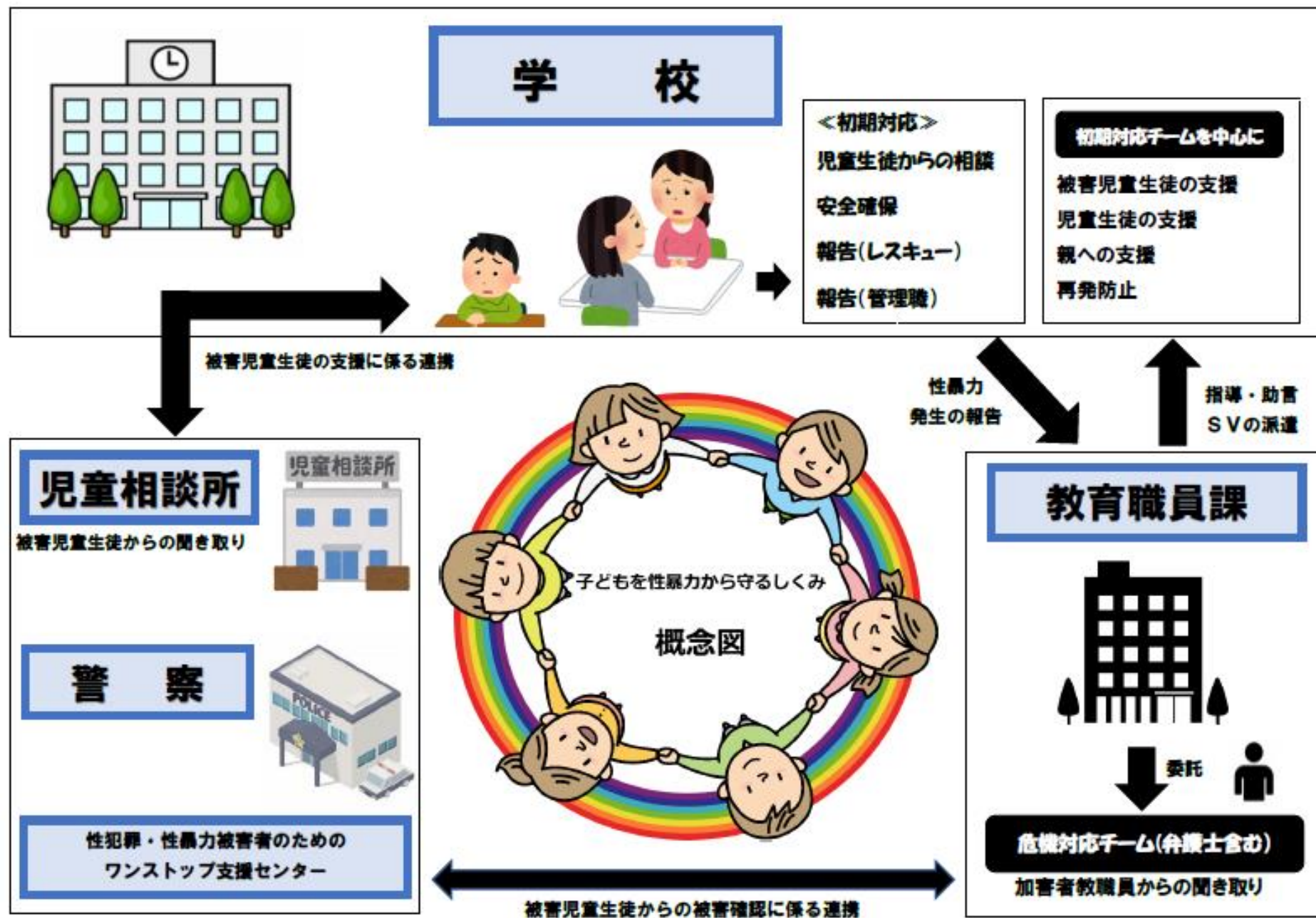
NG

- ・「時間がたてば大丈夫」など安易な発言をする。
- ・「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしてしまう。
- ・次のような言葉を使う。
「傷はないね」「このくらいで済んでよかったね」
「なんでついていったの」「そんなこと忘れなさい」
「あなたが何かしたんじゃない?」「そんなこと信じられない」「その話、他の人に言ってはだめ」

学校の役割：被害を受けた児童生徒・他の児童生徒・保護者への支援

- 児童生徒の安全確保を最優先する。
- 学校は、被害児童生徒、被害児童生徒の保護者および他の児童生徒、他の児童生徒の保護者の支援を行う。

別紙5 子どもを性暴力から守る仕組み案概念図



子どもへの性暴力防止対策検討会

学識経験者	後藤 弘子	(千葉大学大学院社会科学研究院教授)
精神科医	佐藤 眞理	(前千葉県こども病院医療局精神科部長)
カウンセラー	井合 鈴子	
弁護士	村山 直	(千葉県弁護士会子どもの権利委員会副委員長 松本・山下綜合法律事務所)
校長会	中嶋 のり子	(前千葉市立新宿小学校長)
	増澤 保明	(前千葉市立加曽利中学校長)